

ふじみ野市文化施設管理運営計画

令和2年3月

ふじみ野市

目次

I	はじめに.....	1
II	上位計画等とこれまでの取り組み.....	2
	1. 上位計画、関連計画.....	2
	2. これまでの取り組み.....	8
	3. 現在の課題.....	20
III	新たな文化施設の管理運営について.....	22
	1. ふじみ野市における生涯学習、社会教育、文化芸術の再定義.....	22
	2. 再定義を踏まえた基本的な考え方.....	23
	3. 管理運営計画の構成と、東西文化施設における基本的あり方.....	24
IV	新たな文化施設の「事業」の考え方.....	25
	1. 新たな文化施設の「事業」の定義.....	25
	2. 「事業」の構成.....	26
V	「事業」計画.....	27
	1. 複合事業.....	27
	2. 文化芸術事業.....	29
	3. 生涯学習事業.....	33
	4. 図書館事業（西地域）.....	35
	5. プレイベント.....	38
	6. 開館記念事業.....	40
	7. 中長期的な展開イメージ.....	41
VI	貸館計画.....	42
	1. 利用規則の基本的な考え方.....	42
	2. 使用料（利用料金）の考え方.....	50
VII	図書館サービス方針.....	51
	1. 図書館のミッションとビジョン、プラン体系.....	51
	2. 資料収集・提供.....	52
	3. 情報サービス.....	54
	4. 課題解決支援.....	55
	5. 対象者別サービス.....	55

VIII	運営組織計画.....	57
1.	運営者に求めるもの.....	57
2.	運営主体.....	58
3.	業務と職能.....	62
4.	市民参加.....	65
IX	収支計画.....	67
1.	基本的な考え方.....	67
2.	文化施設の収支構造.....	67
X	開館までのスケジュール.....	68
	おわりに ～「ふじみ野らしさ」を求めて～.....	69

I はじめに

ふじみ野市では平成 30 年度、「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」を策定し、市の文化政策及び文化施設の今後の方向性と、改修や建替えを行う 2 つの新たな文化施設についての基本理念、施設ごとの基本方針、施設計画を示しました。

これに基づいて現在、設計、建設、維持管理等を一連の整備事業として推進するため PFI 法に準じた事業者の選定を進めています。

本市は東西に長く、市域に河川や道路、鉄道が多く通っていることから、地域間交流が難しい地理的環境にあります。また、転入される住民の方が多く、新住民と旧住民の交流を通じた地域コミュニティの促進、地域への愛着・誇りを感じていただくまちづくりが必要となっています。

東地域と西地域に設置される文化施設は、文化芸術を通じた地域のつながりを促しつつ、広域的な「ふじみ野の文化」の創出に取り組み、住んで楽しい、魅力あるまちづくりに寄与する創造拠点となることを目指します。そのための具体的な管理運営の方策を定める「ふじみ野市文化施設管理運営計画」をここに策定します。

Ⅱ 上位計画等とこれまでの取り組み

1. 上位計画、関連計画

(1) 上位・関連計画

(仮称)西地域文化施設及び(仮称)東地域文化施設の管理運営に際し、最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」のほか、次の関連計画を踏まえるものとします。

1) 文化振興計画

平成 27 (2015) 年 10 月に制定した「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」に基づき、ふじみ野市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 29 (2017) 年 3 月に「ふじみ野市文化振興計画」を策定しました。

住みやすさに対する評価が高い一方、「これといった特徴がない」「交流機会の不足」といった課題がある本市において、文化芸術によって人々が交流し、思い出を共有するなかでシビックプライドを育み、「ふじみ野らしさ」を創造していくことを目的として「目指すべき姿」「目指すべき姿を達成するための視点」を次のとおり定めています。

【目指すべき姿】

思い出と未来がつながるまち ふじみ野
～人々の心が交流し 文化を創造する～

【目指すべき姿を達成するための視点】

「魅力の発見と発信により魅力的なまちへ」

「多様性を活かし可能性を広げるまちへ」

「参加することで愛着と思い出がうまれるまちへ」

この方向性をもとに、重点取り組みとして、文化芸術や文化財等に触れる機会の創出、市内のアートスポットや文化資源の発見・発信、公民連携の仕組みづくり、子ども向けアウトリーチの促進、人材・地域団体等の育成などを推進しています。

2) 教育振興基本計画

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、本市の中長期的な教育の目標、教育振興のための基本方針を定めるため、令和 2 (2020) 年 2 月に「第 2 期ふじみ野市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、基本理念を「あったかな絆で育む『共育』を目指して」としており、行政、学校、社会、家庭、地域が連携し、共に学び、共に育つことで学びの好循環を生むことを目指しています。

この理念を踏まえて 3 つの基本方針と 7 つの施策が示されており、そのなかで「基本方針 3 温もりある人と地域を育む学びの推進 (市長部局との連携推進) の「施策 7 生涯を通して学び続ける環境づくりの推進と活躍を支える仕組みづくり」が本計画と関連しています。

【第2期教育振興基本計画に関連する施策】

- ①市民の生涯学習・社会教育活動への支援
- ②学びの成果を還元する仕組みの充実
- ③公民館・図書館・資料館の整備・充実
- ④地域の歴史文化の継承と文化財の保存と活用
- ⑤文化活動の推進
- ⑥スポーツの推進
- ⑦人権教育の推進
- ⑧平和事業の推進

3) 生きがい学習推進計画

本市は、総合的なまちづくりの観点で生涯学習を推進するため、平成27(2015)年度に生涯学習分野の主管部局を教育委員会から市長部局に移管しました。これに伴ってこれまで「生涯学習」と称してきた言葉を「生きがい学習」と改めて体制を整え、平成30(2018)年に「生きがい学習推進計画」を策定しました。

本計画では、基本理念と3つの基本目標を次のとおり定め、学習への関心を高める環境づくり、学びを通じた交流の促進、学びを地域活動・まちづくりにつなげることを目指しています。

【基本理念】

まなびで つながり ひろがる
人と地域を育むまち ふじみ野

【基本目標】

- 「いつでも、どこでも、だれもが学ぶことのできるまち」
- 「学びの成果が地域に還元され「知の好循環」が生まれるまち」
- 「地域の中で生きる力を高め合えるまち」

4) 第二次ふじみ野市立図書館サービス計画

平成27(2015)年10月より、上福岡図書館、上福岡西公民館図書室が指定管理者による運営に移行することに伴い、今後予定しているサービスを明らかにするとともに、これまでの取り組みの検証を行い、より良い図書館サービスを行うために平成27年9月に「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」を策定しました。現在、「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画」を策定中です。

それまでの「第一次ふじみ野市立図書館サービス計画」と「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」同様の下記ミッション、ビジョンを定め、数値目標の設定と評価を通じてさらに実効性を高めることを目指しています。

【ミッション】

市民の暮らしが豊かになるよう、
「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

【ビジョン】

- (1) 地域の情報拠点を目指します
- (2) 市民の学びを支える図書館を目指します
- (3) 市民とともに歩む図書館を目指します

5) 第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画

平成 26 (2014) 年、「第一次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」計画期間の満了に伴い、「第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」を策定し、基本的方針を次のとおりとしています。

【基本的方針】

- (1) 家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための支援体制の整備

基本的方針(2)に定めた「子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実」を推進する柱として、「図書館の整備・充実」が挙げられており、図書資料・設備・職員の充実、障がいのある子どものための諸条件の整備に取り組むこととしています。

「第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」が最終年度を迎えることから、引き続き子どもの読書活動の推進のために、現在、「第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」を策定中です。

(2) ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画

令和元(2019)年6月に策定した「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」では、新たな文化施設の基本理念や求める機能、各施設の方向性を次のとおり定めています。

1) 基本理念

「楽しいね」「また行こう」新たな楽しみに出会える ふじみ野の文化と人の交流拠点

新たな文化施設では、市内全域から人々が訪れ、「行ってみたら楽しかった」「また行きたい」と感じられる施設づくりから始めます。

そのうえで、文化芸術や生涯学習を通じた「学び」「育み」「触れ合い」を提供し、自ずと文化や学びに触れていく環境づくりを図ることで、多くの市民が集まり、楽しむ拠点として賑わい、他の自治体にはない「ふじみ野らしさ」を体現する文化と人の交流の場となることを目指します。

2) 新たな文化施設に求める機能

①気軽に「集う」「憩う」場

西地域文化施設、東地域文化施設ともに、文化芸術や生涯学習にあまり触れることのない市民でも「行ってみたい」と思えるような、集い、遊び、憩いのある空間や機能を設けます。また、ふらっと訪れた人々が「ちょっとやってみよう」と気軽に参加して楽しめる体験型の事業も多く提供します。

②個性あるふじみ野の文化を「創り出す」「発信する」場

それぞれのホールや諸室の機能を活かし、また運営面でも工夫をして、ふじみ野でしか観られない、体験できない個性ある事業を楽しめるようにします。継続して個性的な事業を展開し、ふじみ野の魅力を発見・発信する場となることを目指します。

③多様な生涯学習を通じて「学ぶ」「育む」場

いずれも公民館機能を有する点を活かし、市民の学びを育み、地域の課題解決等に寄与する講座等の提供、様々な活動の場の提供を行います。

④バリアなく「出会う」「触れ合う」場

世代や居住地の異なる市民、障がい者、外国籍市民など、誰でも訪れやすい施設やサービスの提供、鑑賞・体験等ができる事業の提供を通じ、物理的なバリア、心理的なバリアを取り払い、多くの人が出会いや交流を生み出すなど社会包摂機能を有する場となることを目指します。

⑤未来につながる文化芸術の担い手を「育てる」「継承する」場

市内の文化芸術団体や、文化芸術関係の部活動のスキルアップの機会の提供、文化芸術を支える人材の育成を推進し、多様な文化、郷土の歴史等を未来につなげていく持続可能な体制・環境づくりを進めます。

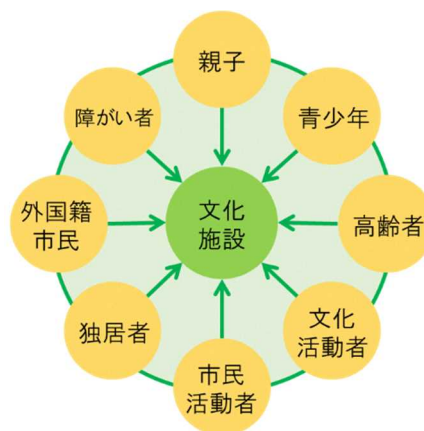
3) (仮称)西地域文化施設の方向性

①基本方針

さまざまな目的を持つ人が集まる「みんなの広場」

施設や事業を魅力的なものとし、駅から離れていても訪れたい施設を目指します。

高い機能を有するホール、多様な機能を持つ生涯学習機能を活かし、ふらっと訪れる人、日常的な活動・学習を行う人、舞台芸術を鑑賞する人など、さまざまな目的を持つ人が集まり、自然と交流が生まれる「みんなの広場」としての役割を担います。



②施設特性を生かして担う主な機能

「本格的な舞台芸術振興の場」

これまであまり市内では鑑賞・体験の機会がなかった本格的な舞台芸術の公演や講座、ワークショップ等を提供します。

また、ふじみ野の魅力の再発見・普及を目的として、市内の民俗芸能や市民の文化活動等を活かし、多くの市民が関わり、鑑賞したくなる独自性のある事業を創造します。

「市民、地域住民の生涯学習の拠点となる場」

複合される機能を活かした様々な学習支援を通じ、市民の多様な生涯学習のニーズに応え、ニーズを生み出す場と事業を提供します。

「アートや装飾、まちの資料などで発見や高揚を促す場」

季節の装飾やさまざまなアート、まちの歴史や現在を知るための郷土資料・パンフレット等でロビー等の空間を魅力的なものとし、新たな発見や気持ちを高められる空間を演出します。

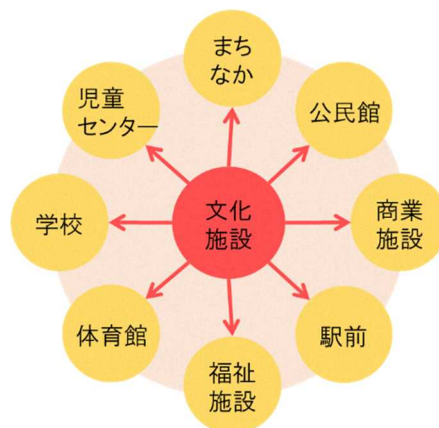
4) (仮称) 東地域文化施設の方向性

①基本方針

広域的な事業展開による「アートあふれるまち」づくり

立地の良さを活かし、日々の文化活動の場としての役割を担うとともに、市内の様々な場所に赴いて公演や体験を提供し、まちじゅうで文化芸術に触れる機会を創出します。

「アートあふれるまち」づくりを演出する拠点として、ふじみ野市が文化芸術によって魅力的なまち、住み続けたいまちとなることを目指します。



②施設特性を生かして担う主な機能

「市民の日常活動、発表、交流の場」

立地の良さや、市民の活動に適したホールの規模を活かし、日常の文化活動や市民活動の場、活動成果の発表の場として現代社会のニーズに応える機能的な施設を提供し、活動を支援します。

「文化芸術を気軽に楽しむ場」

文化芸術の入り口となる気軽な公演・講座や、「本格的に始める前に、一度試してみたい」という市民のチャレンジ意欲に応えられる多様な体験を充実します。

また、乳幼児から高齢者まですべての市民が親しみ集い学びあうことで、市民の文化を育む施設とします。

「文化芸術をまちなかに展開する場」

市内の民間施設や地域協働学校¹、包括連携協定締結²先、市内企業等と連携し、市内のあらゆる場所で文化芸術に触れる機会（公演、講座、ワークショップ等）を提供します。

また、文化芸術を市民に提供する文化団体や市民のネットワークづくりにも取り組みます。

¹ ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。学校を核として、ひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組み。

² 「協働のまちづくり」を目指し、自治体と民間企業や大学等の機関が双方の強みを活かし協力しながら地域の課題解決に対応するための取り組み。

2. これまでの取り組み

「平成 30 年度 社会教育のまとめ」（令和元年 6 月発行）に基づき、対象施設のこれまでの活動概要を示します。

(1) 大井中央公民館

1) 市民文化祭事業

市民文化祭[おおい会場]を市民の実行委員会とともに約 1 か月にわたり開催しています。平成 30 年度は 109 の団体と 3 人の個人が参加し、7,827 人の来場がありました。

名称	場所	入場者数
小・中学校作品展（大井地区）	大会議室	998 人
子どもフェスティバル	全館	1,633 人
作品展	研修室等	2,476 人
バザー	ピロティエ	
秋の茶会	第 3 研修室	84 人
模擬店	研修棟	233 人
囲碁・将棋大会	亀居分館	54 人
洋舞音楽祭	ホール	916 人
芸能祭	ホール	571 人
子ども劇場	ホール	350 人
青年祭	ホール	512 人

2) 地域文化振興事業

地域文化の発展と創造のための事業として、身近な場所で気軽に芸術を鑑賞する機会を提供しています。

名称	場所	入場者数
舞台芸術鑑賞会（演劇公演）	ホール	447 人
公民館サロン	大井寄席	全 8 回 合計 508 人
	地元落語家応援寄席	

3) 高齢者教育事業

団塊世代の高齢化に対し、多様な学習活動を提供して生きがいを創出し、豊かな地域生活を送っていただくことを目指しています。

また、庶民の生活記録を次世代に伝えるために受講生が制作する文集「もくせい」は、平成 30 年度に第 45 号を発行しました。

名称	場所	受講者数
教養課程（講演会）	ホール	93 人
教養課程（レクリエーション体験講座）	大会議室	16 人
教養課程（交流会）	上福岡西公民館ホール	104 人
学科（コーラス）	視聴覚室	45 人
学科（フォークダンス）	大会議室	21 人

名称	場所	受講者数
学科（スポーツ吹き矢）	情報交換室	19人
学科（水彩画）	美術室	20人
学科（水墨画）	美術室	18人
学科（書道）	情報交換室	20人
学科（英語）	情報交換室	20人
学科（俳句創作）	情報交換室	15人
学科（男性専門 料理）	調理実習室	18人
館外研修	造幣局さいたま支局 鉄道博物館	49人

※平成31年度(令和元年度)からの変更点

今までの「もくせい大学」を新たに「昭和100年大学」として実施しています。高齢化社会が進む中で、高齢者一人ひとりが生涯にわたって学ぶことにより自己の知識と人格を磨き、豊かな人生を送れるように幅広い学習の場を提供し、学習の成果を地域づくりに活かせるよう支援しています。

平成31年度（令和元年度）の申し込み状況は次のとおりです。

名称	受講者数
くらしの生活学部 暮らし学科	48人
くらしの生活学部 生活の知識学科	45人

4) 青少年教育事業（子どもの城教室・夏休み親子チャレンジ教室）

地域の未来を担う青少年の育成を図ることを目的とし、学校週5日制が試行された平成4年度から「子どもの城」という学習講座を開催しています。友達づくりの場、大人との交流の場となるとともに、公民館利用団体・個人が講師として協力するなど、公民館における活動の地域還元としての役割も担っています。また、夏休み期間を利用し、小学生の親子を対象とした学習活動の支援、コミュニケーションを図ることを目的として「夏休み親子チャレンジ教室」を開催しています。

教室名	場所	受講者数
子どもの城	将棋教室	大会議室 60人
	陶芸教室	手工芸室 14人
	茶道教室	第3研修室 14人
	手話教室	第1研修室 14人
	合唱教室	児童室 17人
	和太鼓教室	視聴覚室 14人
夏休み親子チャレンジ教室	大井総合支所	小学生30組、60人

5) 成人教育事業

子育て中、女性、外国籍市民の方などの悩みや困難を抱える方のための事業、公民館の普及を目的とした気軽な趣味講座などに取り組んでいます。

名称	場所	受講者数
子育て講座（計4回）	大会議室	延べ38人
趣味講座（計3回）	大会議室等	延べ67人
女性セミナー（計4回）	大会議室等	延べ71人
地域分館コミュニティ事業（計3回）	大井分館	計58人
日本語教室（毎週土曜日 計46回）	情報交換室	延べ152人
人権講座	視聴覚室	12人

6) ふれあい公民館

日頃、公民館を利用しているサークル及び団体が、体験学習を通じて多くの市民に公民館活動の内容を知っていただき、ふれあいを深めることを目的に大井中央公民館利用団体連絡会と協働で開催しています。平成30年度は56組の参加団体、合計669人の参加がありました。

7) 公民館施設の開放

夏休み、冬休み、春休みの期間中、展示室を個人学習の場として小中高生を対象に開放しています。平成30年度は延べ396人の利用がありました。

(2) 上福岡公民館

1) 市民文化祭事業

公民館の利用団体、サークルや個人の学習活動の成果を発表する場として、市民文化祭[かみふくおか会場]を開催しています。

名称	場所	入場者数
作品展示会	上福岡公民館、上福岡西公民館	2,830人
芸能発表会	勤労福祉センター ホール	1,950人
ミュージック・フェスタ	勤労福祉センター ホール	延べ1,000人
文化講演会	勤労福祉センター 集会室	31人
お茶会	上福岡公民館ロビー	188人

2) 地域文化振興事業

市内で盛んに活動が行われている文化芸術や生活文化を振興し、また、多くの市民に楽しんでいただくための事業を行っています。

名称	場所	受講者数
囲碁将棋オセロ大会	一般の部：ホール、第3会議室 子どもの部：集会室、第1・2 会議室	延べ161人
音楽会（全3回）	勤労福祉センターホール	延べ計1,891人

3) 高齢者教育事業

高齢者一人ひとりが健康で明るく生きがいを持ち、より豊かな地域生活を過ごしていくための生涯学習の一環としてことぶき大学を開催しており、50年近い歴史があります。

平成30年度は17回の講座が開かれ、90人が受講し延べ1,168人が出席しました。

※平成31年度(令和元年度)からの変更点

今までの「ことぶき大学」を新たに「昭和100年大学」として実施しています。高齢化社会が進む中で、高齢者一人ひとりが生涯にわたって学ぶことにより自己の知識と人格を磨き、豊かな人生を送れるように幅広い学習の場を提供し、学習の成果を地域づくりに活かせるよう支援しています。

平成31年度(令和元年度)の申し込み状況は次のとおりです。

名称	受講者数
元気健康学部 健康のための「教養学科」	60人
元気健康学部 健康のための「体育学科」	50人
元気健康学部 健康のための「声楽学科」	40人

4) 青少年教育事業

成長段階に合わせ、親、上級生・下級生、大人との交流や、公民館活動の普及を目的とした事業に取り組んでいます。

名称	場所	受講者数
はとぼっぼ教室<3歳児とその親対象> (3期、全18回)	公民館他	74期：親子19組 延べ182人 75期：親子18組 延べ168人 76期：親子10組 延べ190人
小学3年生公民館体験教室<小3対象> (全3回)	公民館他	延べ計279人
ふくっ子クラブ <東地区小学生対象>(全10回)	公民館他	延べ315人
第43回子どもまつり (舞台発表、模擬店、遊びのコーナー等)	全館	参加団体：約11団体 入場者数：2,100人

5) 成人教育事業

地域コミュニティづくりの拠点としての公民館のあり方を普及し、利用団体の増加を目指して継続的な事業に取り組んでいます。

名称	場所	受講者数
楽しいフォト教室(全6回)	公民館他	延べ100人
バードカービング入門(全5回)	実習室	延べ64人
初めての油絵入門(全3回)	実習室	延べ33人
男の作法講座(全5回)	実習室	延べ90人

(3) 図書館

上福岡図書館は「暮らしに役立つ図書館」、大井図書館は「地域に根付く身近な図書館」を目標に、以下のサービスを実施しています。

1) 利用者サービス

分類	概要		
利用登録者数（累計） ※平成 30 年 4 月 1 日時点	ふじみ野市：98,809 件（うち個人登録 97,994 件） 市外ほか：27,370 件		
貸出点数 （平成 30 年度）	大井図書館	319,282 冊	
	上福岡図書館	512,888 冊	
	上福岡西公民館図書室	94,379 冊	
	移動図書館	12,249 冊	
	地域文庫	8,000 冊	
	障がい者郵送貸出	1,144 冊	
	合計	947,942 冊	
予約・リクエスト件数 （平成 30 年度）	大井図書館	11,642 件	
	上福岡図書館	13,752 件	
	上福岡西公民館図書室	3,919 件	
	インターネット	95,233 件	
	合計	124,546 件	
障がい者サービス	録音図書の作成	大井図書館	カセットテープ 1 件
		上福岡図書館	0 件
	郵送・宅配サービス	大井図書館	285 タイトル 767 巻数
		上福岡図書館	367 タイトル 377 巻数
朗読者育成講座	大井図書館	2 回	
移動図書館	元福小、さぎの森小、西原小、駒西小、東台小、三角小へ 年 10 回派遣 総利用者数：4,768 人 総貸出冊数：12,249 冊		
地域文庫 ³	江川文庫、こぼと文庫、たけのこ文庫、つつじ文庫 の 4 文庫 年間利用者数：3,431 人		

2) 子ども、ティーンエイジ対象行事

①大井図書館

名称	概要
おはなし会	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせボランティアの協力によるもの 小学生対象、0 歳以上対象 それぞれ月 1 回 図書館主催によるもの 「おはなし会」週 1 回+月 4 回 「英語のおはなし会」年 4 回 実施回数：109 回 来場者数：延べ 1,735 人
子どもえいが会	週 1 回 夏休みと春休みに「とくべつえいが会」を実施 実施回数：52 回 来場者数：延べ 807 人

³ 市内 4 か所の公民館分館で週 1 回または隔週 1 回、本の貸し出しや読み聞かせ、お楽しみ会などを開催。図書館の委託を受けたボランティアにより運営している。

名称	概要
図書館見学	見学5校、施設訪問4校 参加人数：622人
読み聞かせ入門講座	参加人数：16人
工作教室	夏休みに3回開催 参加人数：36人
ぶんこのつどい	地域文庫のボランティアと共催 参加人数：103人
春休み・夏休みおはなし会	読み聞かせボランティアと共催 参加人数：34人
図書館ボランティア育成講座	初級読み聞かせ講座 全3回講座 参加人数：16人

②上福岡図書館

名称	概要
おはなし会	図書館主催のみ 週2回 実施回数：99回 来場者数：3,946人 ほかにスペシャルおはなし会を5回開催 (参加人数：293人)
子どもおはなし会	3歳以上対象 月1回 実施回数：12回 来場者数：338人
子どもえいが会	週1回 実施回数：51回 来場者数：2,012人
図書館見学	5校 参加人数：261人
調べる学習講座	大井図書館、上福岡図書館、東台小学校にて延べ9講座開催 参加人数：延べ137人
子ども司書講座	2日間開催 全日程参加人数：6人
夏休みかがく工作教室	参加人数：28人
ぬいぐるみおとまり会	参加人数：21人
福岡小ビブリオバトル決勝戦	参加人数：102人
親子で楽しむわらべうたの会	参加人数：39人
全国訪問おはなし隊	参加人数：42人
Message Box	ティーンエイジ向け メッセージボックスに投函されたイラストを掲示 投函数：14通

3) 一般向け行事

①両館共通

名称	概要
一般映画会	月1回開催 参加人数 大井図書館：539人、上福岡図書館752人

②大井図書館

名称	概要
大井図書館まつり	リサイクル本（図書館除籍本）の配布、よみきかせ、人形劇、クイズと手あそび、影絵、折り紙教室、おはなし会、マジックショー、書庫見学会、朗読会&読書会、フリーマーケット、模擬店 来館者数：2,667人
お楽しみマジックショー	大井奇術団によるマジックショー 年5回開催 参加人数：延べ164人
パソコン相談室	図書館友の会によるパソコンに関する初歩的な相談を受ける機会を週1回（年47回）提供 相談者数：延べ518人
パソコン講習会	はじめてのインターネット講習会 2日間開催 参加人数：延べ8人
刺しゅう教室	刺しゅうでおひなさまを作る講座 午前・午後2回開催 参加人数：延べ20人
和本の世界（講座）	和本についての講座 参加人数：13人

③上福岡図書館

名称	概要
上福岡図書館まつり	リサイクル本（図書館除籍本）の配布、フリーマーケット、展示、バルーンアートショー、聴導犬展示コーナー、おはなしフェスタ、「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式、中学校吹奏楽部コンサート、地下書庫見学、模擬店 来館者数：2,306人
おりがみ教室	実施回数12回、参加人数：延べ238人
郷土歴史講座	「ふじみ野市の歴史と文化財」 参加人数：21人
大人のための朗読会	サークル「朗読ともしび」による朗読 参加人数：27人
認知症講座	認知症の基礎知識とケア方法について 参加人数：21人
図書館ホームページを使った本の検索講座	資料の探し方や予約の方法等の講座 参加人数：6人
ライフプランセミナー	定年退職後に必要な情報提供 参加人数：18人
おはなし会用「手袋人形」作り教室	軍手で「子ブタちゃん人形」を製作 参加人数：20人
バリアフリー映画会	字幕と音声ガイドがついた映画の上映 参加人数：77人

4) テーマ展示

①大井図書館

名称	概要
一般展示	14件（うち、市主催事業に合わせた展示協力8件）
ミニ展示	22件（同4件）
追悼特集	7件
児童関連展示	児童展示：6件 児童特別展示：7件 児童季節展示：10件

②上福岡図書館

名称	概要
一般展示	31件（うち、市主催事業に併せた展示協力7件）
ミニ展示	48件
追悼特集	14件
児童展示	23件

5) その他

①集会室等の施設提供

上福岡図書館の集会室1・2、視聴覚ホールを施設提供。利用人数合計：14,136人

②夏休み・受験期間の学習室開放

大井図書館1階郷土学習室、上福岡図書館2階集会室1・2を夏休み期間に学習室として開放。利用人数：大井図書館（延べ）821人、上福岡図書館（延べ）628人
受験期間に上福岡図書館で学習室開放（延べ）234人

③視聴覚ライブラリー機材貸出

16ミリ映写機、スクリーン、16ミリフィルム、ビデオを貸出。
貸出点数46点、視聴人数3,289人

④社会体験・実習の受け入れ

名称	概要	
中学生社会体験チャレンジ事業	大井図書館	8校 22人
	上福岡図書館	5校 18人
フレッシュ高校生社会体験プログラム	大井図書館	1校 4人
	上福岡図書館	1校 5人
インターンシップ	大井図書館	3校 3人
	上福岡図書館	2校 2人
実習等	大井図書館	3校 3人

⑤ブックスタート（保健センターと協働）

名称	概要
大井図書館	月1回（年12回） 参加人数：延べ404人
上福岡図書館	月1回（年12回） 参加人数：延べ435人

⑥出張・訪問講座

名称	概要
大井図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀久保小学校 PTA 読み聞かせボランティア入門講座（参加人数：30人） ・ 大井子育て支援センター 絵本講座（3回開催 参加人数：24人） ・ 上福岡公民館 ことぶき大学（参加人数：100人） ・ 大井保育所 お誕生日会（参加人数：100人） ・ 保健センター 絵本講座（参加人数：29人）
上福岡図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上野台保育所 おはなし会での読み聞かせ（参加人数：100人） ・ 上野台保育所地域子育て支援センター 親子のための絵本講座（2回開催 参加人数：延べ36人） ・ みほの幼稚園 入園前親子を対象とした読み聞かせ講座（3回開催 参加人数：38人） ・ 保護者を対象とした読み聞かせ講座（参加人数：37人） ・ 霞ヶ丘保育所 お誕生日会での読み聞かせ等（参加人数：100人）

⑦学校図書館支援事業

上福岡図書館で市内小学校全13校に支援員を配置し、学校図書館の運営を支援。
 支援員配置(延べ)1,275日（1校あたり平均98日）、配置期間（延べ）7644時間（1校あたり平均6時間）

⑧図書館育児アドバイザー

上福岡図書館では児童コーナーに保育士の資格を持つ「図書館育児アドバイザー」を配置し、子ども向け本の紹介や読み聞かせ、育児相談、おはなし会への参加、子育て中の利用者を支援。配置日数 204日

⑨地域産品紹介

大井図書館「採れたてふじみ野畑」月1回開催。
 上福岡図書館「ふじみん公式グッズ」「ふじみん、ホンキーズのキャラクターグッズ」販売。

(4) 資料館（教育普及事業）

地域の歴史文化に愛着を持ち、郷土を学ぶ機会となるよう、展示・講演会・講座・体験学習などを開催しています。

名称	場所	入場者数
企画展示	上福岡歴史民俗資料館	828 人
特別展示	大井郷土資料館	1,008 人
巡回展示（3 件）	上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館	4,060 人
季節展示・ミニ展示（11 件）	上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館	（未集計）
講演会・学習講座（7 回）	上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館	289 人
体験学習（11 件）	上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館	340 人
学社連携事業・昔の暮らし 体験学習	上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館	1,057 人

(5) 文化振興事業

1) 交流・参加事業

高齢者や障がいのある方、子育て世代、外国籍市民など普段交流が少ない市民が文化芸術を通じて出会い、交流できる場や機会となる事業を開催しています。

名称	概要
アートフェスタ ふじみ野 2018	<p>【開催日時】 平成 30 年 11 月 24 日（日） 午前 9 時 30 分～午後 6 時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートフェスタ 2018 実行委員会とふじみ野市の共催 ・産業文化センター（ホール・ギャラリー）、ショッピングセンターソカふじみ野を会場に音楽とアートの祭典を開催 <p>【ホール事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープニング（大井西中吹奏楽部の演奏・キラキラコーラス・文京学院大学による合唱 ・東邦音楽大学教員と学生によるコンサート／淑徳大学教員と学生によるパネルシアター／大井東中学校吹奏楽部演奏／ふじみ野高校吹奏楽部演奏／文京学院大学コンサート <p>【ふじみ野市音楽家協会演奏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌劇「シューベルトの生涯」／大井中学校合唱部コーラス／プロの演奏家によるミニコンサート／市民参加企画「第九合唱」

名称	概要
アートフェスタ ふじみ野 2018 (つづき)	<p>【アート系ワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淑徳大学バルーンアートワークショップ／大東文化大学クリスマスオーナメントワークショップ／ひとてまワークショップ／ハンドメイドショップ <p>【ギャラリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尚美学園大学・ふじみ野高校コラボ美術作品展／ふじみ野高校茶道部による野点 <p>【ショッピングセンターソヨカふじみ野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シューラル広場での演奏会 ・RIKI のゲーム大会 ・スタンプラリーなど <p>【参加者数】 2,200 人</p>

2) 鑑賞機会の充実

様々な市民が身近な場所で文化芸術に触れる機会づくりと新進芸術家を起用し発表の場の確保など、若手芸術家の掘り起こしや活用事業を進めています。

名称	概要	参加者数
親子向け夏の 議場コンサート	平成 30 年 8 月 19 日 (日) 午後 2 時～午後 3 時 「ピーターと狼」フルートアンサンブルと朗読	100 人
冬の議場コンサート	平成 31 年 2 月 9 日 (土) 午後 2 時～午後 3 時 東邦音楽大学声楽アンサンブル	98 人
子どもアートチャレンジ (子供のころから文化芸術に親しむ機会)	平成 30 年 2 月 24 日 (祝) 午前 10 時～午後 0 時 30 分 ・クリスマスの思い出づくり！オペラの舞台を体験しよう 「魔笛」 ・4 歳～13 歳	114 人

3) 担い手の育成

子どもの頃から様々な分野の文化芸術に触れる機会をつくり、新たな文化の創造を担うための多様な価値観や創造力、表現力、心豊かな人間性を育成としてアウトリーチ事業に取り組んでいます。アウトリーチ派遣芸術家対象に研修会を年 1 回開催しスキルの向上を図っています。

名称	概要	参加者数
アウトリーチ事業	<p>①上野台小学校サマーチャレンジ 2018</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RIKI の漫画教室 (2 回) ・手話ダンス ・夏休み工作教室 	<p>86 人</p> <p>60 人</p> <p>61 人</p>

名称	概要	参加者数
アウトリーチ事業 (つづき)	②東台小学校アウトリーチ ふじみ野市音楽家協会と連携しプロのオペラ歌手2名、ピアノ演奏者を派遣し、迫力ある生演奏の調べを小学生、保護者向けに実施した。 ・開校10周年記念オペラの歌と演奏 ・地域協働学校研究発表会での歌と演奏 ③アウトリーチ研修会 アウトリーチに派遣する芸術家を対象に、児童・生徒・教員とのコミュニケーションの取り方、事業企画の方法などの研修会を実施している。	200人 300人 30人

4) 魅力の発見・発信

市民との協働により、市内のアートスポットやアーティスト、ユニークな取り組みを発信し、市の魅力を市民目線で発信する冊子発行事業に取り組んでいます。

名称	概要
アート発見・発信プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加によるプロジェクトで実施。市民目線でふじみ野市の魅力を冊子で発信する事業。現在 NO.4 まで発行した。 プロジェクト参加者 9人 冊子の発行 5,000部

5) 市民文化の創造

市民団体や個人の制作した作品（絵画、写真等）を展示する機会を提供する場として、市役所本庁舎1階ギャラリーと大井総合支所1階展示スペースを貸出しています。

名称	概要
市役所ギャラリー展示貸出事業	○市役所本庁舎 平成30年度実績 30団体・個人 ※貸出期間 2週間 ○総合支所 平成30年度実績 14団体・個人 ※貸出期間 1か月

3. 現在の課題

(1) 社会教育・公民館

平成 31 年 3 月 20 日ふじみ野市公民館運営審議会による建議「今後の公民館の施設方針」のなかで、現在の社会教育・公民館における主な課題が示されています。

- ・社会教育主事等の専門職員の配置が難しいため、一般行政職員が社会教育を担当しているが、専門性を確保しづらく、また短期間で異動してしまう。
- ・地域社会の希薄化に起因する地域力の低下に対し、学習を通じた新たなコミュニティの構築、地域課題に関する学習支援が求められている。
- ・公民館の諸室は、グループ貸し出しに限定されており、活動の多様化に伴う、個人や企業の利用ニーズに対応できていない。
- ・公民館と団体とのネットワークが不足しており、十分な相談・支援体制がとられていない。

(「今後の公民館の施設運営方針」より抜粋要約)

社会教育に関する専門性の確保、地域とのつながり、公民館分館も含めた施設の活用及び使用方法の見直し、地域の団体とのネットワークの形成など多くの課題解決が求められています。

(2) 文化芸術

現在、市内には文化芸術のための充実した施設はなく、従来、公民館事業における「地域文化振興事業」及び「市民文化祭事業」が文化芸術振興の役割を担ってきました。

平成 19 年（2007 年）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、文化とスポーツ分野については市長部局への移行が可能となりました。平成 27 年度から市長部局に文化振興係を設置し、文化・スポーツ振興条例の制定、平成 28 年度に文化振興計画の策定など、文化芸術振興施策として取り組みを開始しました。

現在は文化芸術振興事業と並行し、老朽化した公民館、ホール等の施設を、新たな文化施設として改修、改築等を行う整備事業を進めています。ふじみ野市の文化芸術は事業面、施設面ともまだスタートを切ったばかりであることから、今後、施設の整備と併せて文化振興事業の具体的なあり方を定め、推進していく必要があります。

(3) 図書館

大井図書館、上福岡図書館はそれぞれ旧市町の図書館として、資料提供、読書の振興、調査研究の援助といった基本の図書館サービスを充足するための図書館として建設しており閲覧席、読書席、学習席も少ないことから、立ち寄り型の図書館となっています。

また、大井図書館も上福岡図書館もワンフロアで構成されていて静謐が求められるため、幼児、子ども連れなどが気軽に利用しにくくなっています。これらのことから、人々の暮らしのサードプレイスとしての機能を果たせていない状況です。

少子高齢化時代の今後においては、学びを通して、文化や人の出会い、人々の生活の基盤となる場として子どもから大人まで誰でも気軽に利用できる、滞在型利用も可能な施設として図書館をとらえていく必要があります。

(4) 資料館

多くの市民が郷土の歴史文化に愛着を持てるよう、市民と協働で調査・研究や学習会等を行い、市民による展示・講座・体験学習等の企画運営、展示案内等を行っていく必要があります。また、資料館以外の人が集まる場所で、展示や講座を開催することにより市民が文化財にアクセスしやすい環境をつくる必要があります。

Ⅲ 新たな文化施設の管理運営について

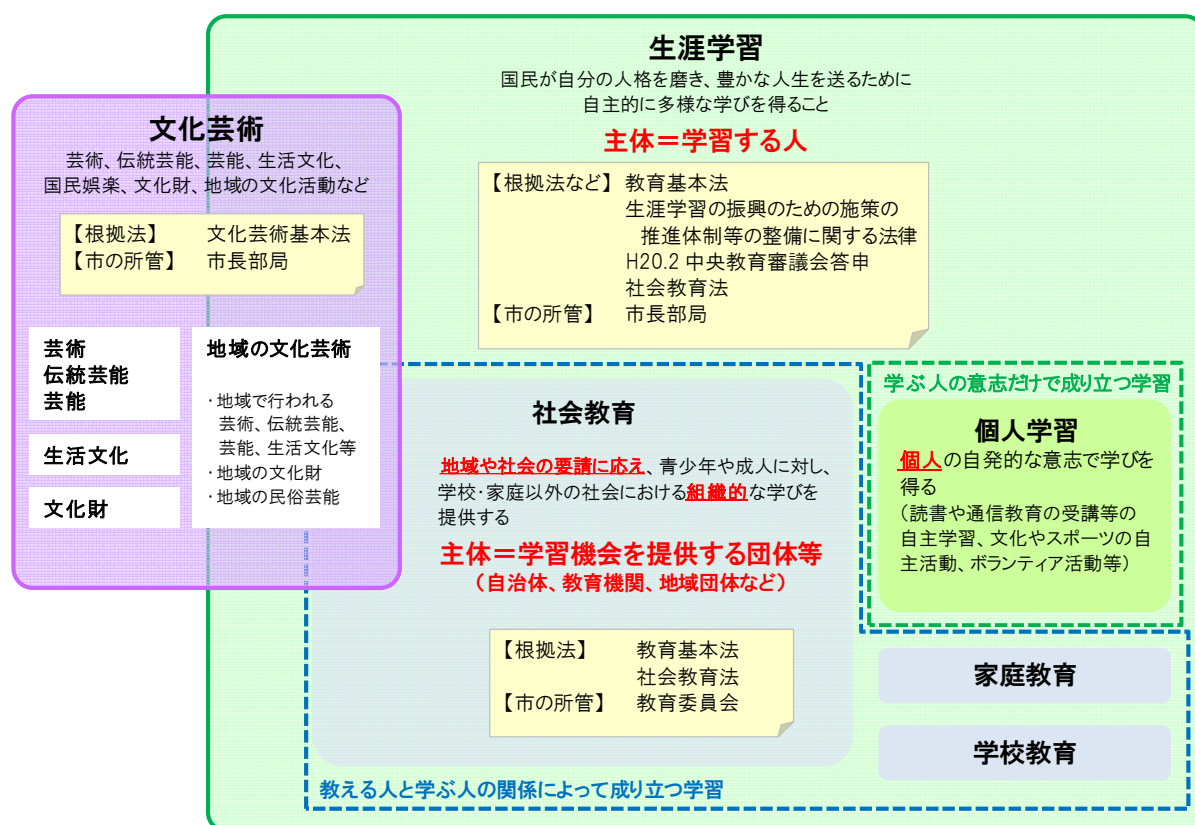
1. ふじみ野市における生涯学習、社会教育、文化芸術の再定義

生涯学習は、平成 18 年の教育基本法の改正において、「社会教育」「学校教育」「家庭教育」といった教育としての取り組みと、個人が自発的に学ぶ「個人学習」とを合わせた学びの総称として規定されました。これに基づき、ふじみ野市では平成 27 (2015) 年度に生涯学習を市長部局に移管し、多分野における学習機会の提供に取り組んでいます。

新たな文化施設の設置を契機とし、ふじみ野市としてこれらの用語を再定義します。

まず「社会教育は生涯学習に含まれる」という位置づけとします。社会教育は存在意義を失うのではなく、Ⅱ3. で課題として示されたとおり、地域や社会にとって必要な学びを見出して提供すること、学習した人々に地域・社会貢献の場を提供するコーディネートやネットワークづくりを行うことを、最も重要な取り組みとして推進します。

個人の学習ニーズに沿った多様な学びの提供は、生涯学習として取り組みます。



文化芸術についても、現在は社会教育（公民館事業）の地域文化振興事業と、文化振興計画に基づいた市長部局の文化事業が並立していますが、これからは市長部局が文化芸術の振興を主体的に担います。

定義としては、文化芸術のうち、地域で市民等が趣味や生活の質の向上のために取り組む文化芸術活動は生涯学習に含み、文化芸術固有の価値向上を図る活動は範囲外とします。

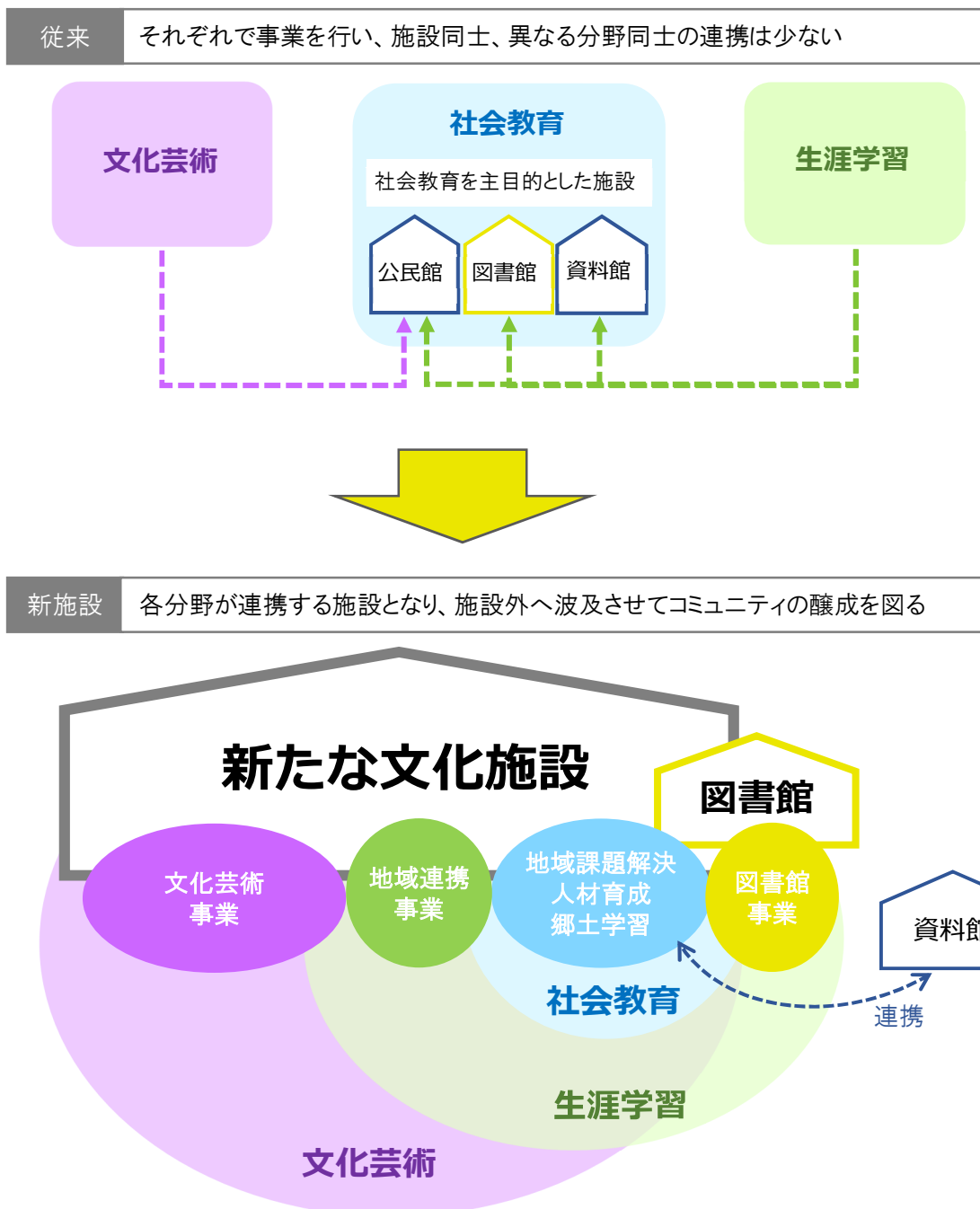
これらを踏まえ、新たな文化施設を「文化芸術と生涯学習の拠点」とします。

2. 再定義を踏まえた基本的な考え方

これまで市内の施設は社会教育を目的とした施設が多く、それらの施設を生涯学習や文化芸術で利用しているものの、事業単位、施設単位で取り組まれ、異なる分野や施設の連携、横断的な取り組みは少ない状況にありました。

新たな文化施設は、「文化芸術と生涯学習の拠点」として、基本構想で示した「集う」「憩う」「創り出す」「発信する」「学ぶ」「育む」「出会う」「触れ合う」「継承する」といった機能を管理運営に具体的に反映することで、多くの市民が参加・交流し、学習や文化芸術活動を活性化して、基本理念の実現につなげます。

市民の多様な活動がこの施設で交わり、複合的かつ創造的な取り組みが生まれるようなコーディネート力、専門性、度量の大きさを併せ持つ運営を目指し、運営のあり方を刷新していきます。



3. 管理運営計画の構成と、東西文化施設における基本的あり方

基本構想で示した方向性を整理し、管理運営計画の構成における項目ごとにあり方をまとめると、下表のとおりとなります。このあり方をもとに、具体的な内容を本計画において定めます。

項目		(仮称) 西地域文化施設	(仮称) 東地域文化施設
施設の基本方針 (基本構想より)		さまざまな目的を持つ人が 集まる「みんなの広場」	広域的な事業展開による 「アートあふれるまち」づくり
事業	複合事業	・複数の分野が複合し、施設内・まち全体で楽しむ	
	共通取組	・「ふじみ野らしい独自事業」の展開	
	文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な舞台芸術を楽しむ ・日常的な参加・体験（館内） ・ふじみ野の魅力の発見・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化芸術振興拠点 ・日常的な参加・体験（まちなか） ・ふじみ野の魅力の発見・発信
	生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を見出し、地域人材とともに解決する ・市民の学びの支援を通じた人づくり ・包括連携協定締結先、市内企業、市民活動団体等と連携した学びを地域に還元する事業の推進 ・郷土の歴史を知り、親しまれる事業の展開 	
	図書館	複合機能や連携を通じた図書館 の魅力の再発見	
貸館	利用規則	・多様な利用ニーズ、施設の複合性を活かした規則づくり	
	利用料金	・市の方針に基づく利用料金の設定	
図書館サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービス計画の遵守 ・複合性を活かしたサービス 	
運営組織		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな文化施設に最適な所管の設定 ・専門的人材の確保 ・専門機関や関係機関の連携を進め、とりまとめる人材の配置 ・市民の文化芸術や生涯学習に関する情報提供、案内、助言等を行う相談窓口、つなぎ役としての機能、役割 	

IV 新たな文化施設の「事業」の考え方

1. 新たな文化施設の「事業」の定義

一般的な公立文化施設の「自主事業」は、運営者が主体的に企画制作し、費用や人材の調達を担う「主催」という形態で実施するものが中心であり、「自主事業」によってその施設の理念の実現を図るものとなっています。

ふじみ野市には、これまで市として文化芸術の取り組みが少ないなか、自らの活動において文化芸術振興を推進してこられた方々があります。また、公民館等での活動により、自らの学びを地域に還元してこられた方々があります。

これらの取り組みを次につなげるため、新たな文化施設では、運営者が主催する、いわゆる「自主事業」だけでなく、市民などさまざまな方々が行われる事業との共催、後援、協力を推進し、市内で行われる催し、活動のすべてで「みんなの広場」「アートあふれるまち」の実現を目指すものとします。

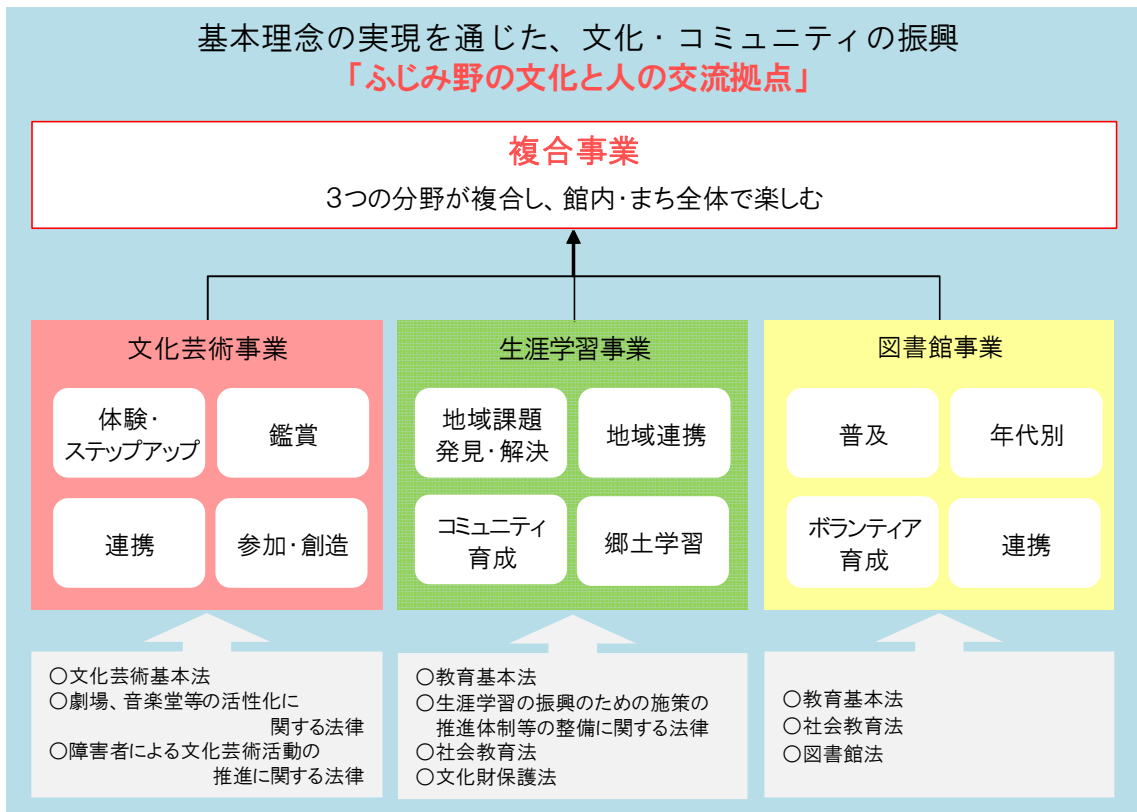
そのため、新たな文化施設で取り組む事業を「自主事業」ではなく「事業」と表します。

「事業」の実施形態のイメージは下表のとおりです。

実施形態	内容
主催	・運営者が責任と収支リスクを担い、主体的に実施する事業 →基本理念に基づく事業(共催で実現できるものを除く)
共催	・市内外の団体等の主体的な事業実施を応援し、費用支援、広報協力、人員協力等を行う事業 →良質な企画の開催を費用・広報・人材面等で支援する ・プロモーター等の公演に対し、使用料(利用料金)免除、広報協力等を行う事業 →収支リスクを抑えつつ、市民の鑑賞機会を増やす
後援・協力	・地域の文化団体等の催しに広報協力等を行う →地域の催しの公益性を高め、より多くの人に知ってもらい、来てもらうための方策

2. 「事業」の構成

新たな文化施設の「事業」は、施設の複合性もあって多岐に及びます。多くの分野の事業がそれぞれに、ときに複合して展開されること、また運営者だけでなく産学官民さまざまな実施主体によって展開されることにより、基本理念である『楽しいね』『また行こう』新たな楽しみに出会えるふじみ野の文化と人の交流拠点」の実現を図ります。



これらの事業と、基本理念にて「新たな文化施設に求める機能」として掲げたキーワードとの関係性は次のとおりです。

事業分類		求める機能	集う・憩う	創りだす・発信する	学ぶ・育む	出会う・触れ合う	育てる・継承する
複合事業			◎	◎	○	◎	◎
文化芸術事業	体験・ステップアップ		◎	○	◎	○	◎
	鑑賞		○	◎	○	◎	
	連携		○	◎	○	○	◎
	参加・創造			◎	○	○	◎
生涯学習事業	地域課題発見・解決				○	○	◎
	地域連携		○		◎	○	○
	コミュニティ育成			○		◎	◎
	郷土学習		○		◎	○	○
図書館事業	普及					◎	◎
	年代別		◎		◎		
	ボランティア育成						◎
	連携		○	○	◎	○	◎

◎重点、○関連

V 「事業」計画

1. 複合事業

(1) 基本方針

東西の各文化施設における複合機能の連携及び両施設の連携、ふじみ野全体の連携により取り組む事業を「複合事業」と定義し、次の方針のもとに展開します。

ふじみ野の文化をまちに、ひとに広げる

新たに「文化施設」として設置する2つの施設を拠点とし、現在の市内の文化資源である産学官民が力を合わせた「ふじみ野の文化」をつくり、まち全体に広げていきます。

さまざまな分野が協働して施設内外を活用し、まちのあちこちで市民が楽しめる、学べる事業を展開することを目指します。

気軽に遊び感覚で参加できる事業に力を入れる

基本理念の「楽しいね」「また行こう」という思いを広く市民に抱いていただき、誰もが訪れる施設となるために、気軽に体験、参加できる遊びの要素を採り入れた事業を継続的、定期的に行います。

事業を整理し、必要な事業をしっかり行う

これまで、隣接分野で類似する事業が行われてきた状況を整理・統合し、協働して事業展開することで、事業の効果・効率を高めます。

未来につながる担い手を育てる、継承する

これまで築いてきたふじみ野の文化を未来につなげ発展させていくため、従来の文化団体の活動の活性化とともに、新たな担い手の育成や、郷土の歴史文化の継承を図り、持続可能な体制・環境づくりを進めます。

(2) 複合事業の分類

基本理念や前項の基本方針を踏まえ、複合事業を次の3つに分類します。

1) まち全体で文化を楽しむ事業

2つの文化施設内に限らず、まち全体でふじみ野の文化を身近に感じ、気軽に楽しむことができる事業。

2) 施設の複合性を活かす事業

社会教育、公民館、図書館、文化芸術が複合されている利点を活かした、内容や手法の多様性に富んだ事業。

3) 遊びの感覚で楽しめる事業

各世代が気軽に楽しめ、「やってみよう」と思える参加・体験事業や、共用部等楽しめる仕掛け（映像等）を設置し、子どもから大人まで誰でも触れられる取り組み。

(3) 各分類の事業想定

本計画時点において、前述の分類に沿った下記のような事業を展開することを想定しています。

1) まち全体で文化を楽しむ事業

主な事業目的	内容のイメージ
文化の複合的なイベント	「ふじみ野アートフェスタ」を拡大し、「市民文化祭」、「西地域新図書館まつり」とまとめた市内文化芸術の全市的なフェスティバルとして、施設内外で開催する。 地域協働学校や包括連携締結先とも協働し、地域や学生のアイデアの活用、他施設やまちなかへの事業配信など、ふじみ野の地域資源である市民、企業を活かした取り組みも併せて推進する。
市内各地で行う アウトリーチ ※（仮称）東地域文化施設にも記載あり	市内公共施設、福祉施設、学校、まちなかなど、市内でアートに触れ、アートを感じる機会を増やすため、継続的に施設外でアウトリーチを行う。実施にあたっては、市内文化芸術団体等の協力を得る。

2) 施設の複合性を活かす事業

主な事業目的	内容のイメージ
ホールと図書館の特性を活かした事業	絵本のテーマにあわせて音楽や照明等の演出効果を加える、ドラマリーディング、マジックショー、朗読会、読書会など従来の活動をスケールアップさせる、作家等による講演会やワークショップを行うなど、複合施設の機能を活かした事業を行う。
ホールで行われる事業に合わせた特集展示	ホールで行われる公演に関連する作曲家、脚本家（作家）等に関連する資料や、上演内容の時代背景が分かる資料、伝統芸能等の基礎知識が分かる資料など、公演の理解を促す資料を展示する。
ホール以外の施設と図書館の特性を活かした事業	施設内で実施する事業に対し、本や資料で意義を深めたり、発展させたりといった支援を行う。

3) 遊びの感覚で楽しめる事業

主な事業目的	内容のイメージ
遊びの延長で楽しめる事業	施設内・市内の体験事業つきスタンプラリー、遊びの延長で行う演劇やダンスのワークショップ、落書きのように楽しめる美術ワークショップなど、遊びの延長で楽しみながら文化芸術に触れる事業を行う。
共用部の楽しい仕掛けづくり	映像等を用いた情報発信設備、遊具、インターネットに親しみやすい設備等、遊びに来る気持ちで日常的に訪れてもらうための設備・備品等を共用部に設置する。

2. 文化芸術事業

(1) 基本方針

これまで各施設で公民館事業の一部として取り組み、年に数回の開催となっていた文化芸術のための事業をより推進し、文化芸術振興計画や基本理念、施設ごとの方針の実現を目指すため、次の方針により、市民の協力も得て取り組みます。

文化芸術の楽しさを伝える事業を推進する

文化芸術に触れたことがない、触れる機会の少ない市民に対し、気軽に鑑賞・体験し、文化芸術の楽しさ、素晴らしさを「知る」ための事業を施設内外で推進します。

鑑賞事業も「知る」ための重要なテーマと捉え、これまで市内では鑑賞できなかった本格的な公演等の鑑賞機会を提供することで、文化芸術への関心を高めます。

「ふじみ野市らしさ」を表す独自の参加・創造事業に取り組む

現在の活動やこれまでの歴史、目指すあり方をもとに文化芸術として表現できる「ふじみ野らしさ」とは何かを探り、より多くの市民が関わり、多くの方に参加・鑑賞してもらえるような参加・創造事業の実現を目指します。

地域の芸術家や文化団体、教育機関、企業等と連携する

地域で活動する芸術家や文化団体、地域協働学校⁴、包括連携協定締結⁵先、市内企業等と連携した事業を提供し、現在のふじみ野の人的、文化的資源の再発見、活用を図ります。

事業の効果・効率を高める関連分野との連携

東地域、西地域ともに複合機能を有する利点を活かし、市の文化芸術事業や、生涯学習、図書館、資料館など関連する分野の事業と連携します。類似する事業を整理し、協働して事業展開することで、事業の効果・効率を高めます。

市民参加を促す取り組みを推進する

文化芸術活動を理解し、支えていく市民の輪を広げるとともに、活動の核となる市民を育てます。

多様な文化芸術情報の発信

新しい施設に興味、関心を持ち、市民の誰もが利用しやすく訪れやすい施設となるよう、情報発信を積極的に行います。

⁴ ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。学校を核として、ひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組み。

⁵ 「協働のまちづくり」を目指し、自治体と民間企業や大学等の機関が双方の強みを活かし協力しながら地域の課題解決に対応するための取り組み。

(2) ふじみ野市の文化芸術事業の分類

基本理念や前項の基本方針を踏まえ、文化芸術事業を次の4つに分類します。

これらの分類をそれぞれ行うのではなく、「体験して理解を深めて鑑賞する」「他団体と連携して創造する」といった組み合わせでより幅広く、魅力や個性のあふれる事業展開に努めます。

1) 体験・ステップアップ事業

ふだん文化芸術に触れる機会の少ない市民等が気軽に文化芸術を知るためのアウトリーチやワークショップ、初めての体験やステップアップを促進する多様なジャンル・内容の講座などの事業。

2) 鑑賞事業

これまで市内で鑑賞する機会の少なかった質の高い舞台芸術や美術等の鑑賞機会を提供し、感動や刺激を通じて文化芸術への関心を高め、心の充足を促す事業。

3) 連携事業

ふじみ野の地域資源である市内芸術家、文化団体、教育機関、企業等と連携して行う事業や、その事業実施を通じて市内芸術家や文化団体、学生等の活動水準の向上や新たなスキルの習得、市内企業の特性を活かした個性ある文化芸術の創出を目指す事業。

4) 参加・創造事業

多くの市民が参加して専門家と協働し、地域資源を活かして「ふじみ野らしさ」を再発見・創造する事業。

(3) (仮称) 西地域文化施設の事業想定

前項の分類に基づき、「みんなの広場」を目指す(仮称)西地域文化施設の事業の想定を次のとおりとします。

1) 体験・ステップアップ事業

事業イメージ	内容
日常的に開催されるワークショップ	(仮称)西地域文化施設に行けば何かやっている、と思われるような、気軽に参加できる講座、ワークショップ等を継続的に開催する。
鑑賞事業に付随する講座、ワークショップ、クリニック	鑑賞事業の理解を深めるための講座、鑑賞事業の出演者等によるワークショップ、文化系の部活動や習い事をしている市民へのクリニック(指導会)などを行う。
文化サポーター育成・体験講座	ホールでの客席案内、市民目線での広報など、ボランティアとして運営に携わってくださる方や、自らのホール利用のために舞台技術の知識を磨きたい方など、文化芸術事業に関するスキルを得たい方への育成・体験講座。

2) 鑑賞事業

事業イメージ	内容
公立文化施設として提供すべき、質の高さや新しさのある公演等	採算性は低いものの、芸術性が高い、最新の文化芸術を知ることができるなど、市民に鑑賞機会を提供すべき公演を行う。
多くの人を楽しめる娯楽性のある公演等	著名で質の高い芸術家、上演団体等を招聘して公演やコンサート等を行う。

3) 連携事業

事業イメージ	内容
地元芸術家、文化団体との連携によるワークショップ等	地域資源である地元芸術家の活躍の場を助け、市民に周知するため、日常的な体験講座やワークショップ等の指導や企画のアドバイス、専門家との協働等の連携を推進する。
教育機関と連携した公演・指導会	児童・生徒が文化芸術活動を発表する場の提供、芸術系大学と連携した演技や演奏の指導会等の提供など、市内教育機関や周辺市の芸術系大学と連携する。
地元企業と連携した個性的な公演、サービス	包括連携協定締結先の企業の取り組みを公演の演出や利用者サービスに活かし、企業に技術アピールや試行の場を提供するとともに、新たな取り組みを行う施設としての個性化を図る。

4) 参加・創造事業

事業イメージ	内容
「ふじみ野らしさ」を表す独自の作品づくり	市内の芸術家、文化団体、教育機関、企業等と連携し、ふじみ野の歴史や現在、未来などをテーマに独自性のある作品(公演、楽曲、絵画、造形等)の創造に取り組む。
子どもが参加する実演団体の育成	市内を中心とした子どもが継続的に参加する専属の楽団、合唱団または劇団等を育成し、演奏会や公演を行う。

(4) (仮称) 東地域文化施設の事業想定

(2)の分類に基づき、「アートあふれるまち」づくりを目指す(仮称)東地域文化施設の事業の想定は次のとおりとします。

1) 体験・ステップアップ事業

事業イメージ	内容
市内各地で行うアウトリーチ ※再掲(複合事業に記載あり)	市内公共施設、福祉施設、学校、まちなかなど、市内でアートに触れ、アートを感じる機会を増やすため、継続的に施設外でアウトリーチを行う。
市内の芸術家、文化団体の情報収集・相談対応	市内の芸術家、文化団体の活動水準の向上や発表機会の提供を増やすため、芸術家や文化団体に関する情報の収集と、活動を支援するための相談対応を行う。

2) 鑑賞事業

事業イメージ	内容
客席・舞台の双方で誰でも気軽に質の高い演奏・表現を楽しめる公演等	小さめの優れた音響空間、設備の特長を活かし、これまで足を運ぶ機会のなかった人々、未就学児や障がい者等の鑑賞発表の機会が得られにくかった人々が素晴らしい演奏、表現等を鑑賞発表できる公演や、客席参加型で楽しめる事業等、誰でも気軽に、身近に質の良い公演、コンサート等が楽しめる機会を提供する。
新進芸術家等を発掘・紹介する公演等	市内ゆかりの芸術家を始めとした実力のある若手芸術家等を継続的に招聘して研鑽の機会を提供するとともに、アウトリーチやワークショップを併催して市民と近い関係が作られるような公演、コンサート等を行う。

3) 連携事業

事業イメージ	内容
地元芸術家、文化団体のアウトリーチスキルの向上	複合事業でも示した施設外へのアウトリーチを推進するため、地元の芸術家、文化団体が専門家からアウトリーチスキルを学ぶ機会を提供して連携・協力してくれる方々を増やす。
教育機関と連携した講座、アウトリーチ	市内や周辺市町の大学と連携し、市民の学びを得るための講座や、施設外でのアウトリーチを行う。
地元企業と連携した個性的な公演、サービス	包括連携協定締結先の企業の取り組みを公演の演出や利用者サービスに活かし、企業に技術アピールや試行の場を提供するとともに、新たな取り組みを行う施設としての個性化を図る。

4) 参加・創造事業

事業イメージ	内容
「ふじみ野らしさ」を表す取り組み	市内の芸術家が集い、競演するなど「ふじみ野文化の現在形」を表すフェスティバル等を開催する。

3. 生涯学習事業

(1) 基本方針

新たな文化施設で取り組む生涯学習事業は、次の方針をもとに展開します。

東西の地域課題を見つけ、学びを通じて解決につなげる

少子・超高齢社会、地域コミュニティの希薄化の進展など、東地域、西地域それぞれの地域課題を把握・分析し、課題解決に寄与するための学びを提供します。加えて、学習した人々の交流を促し、学びを地域課題解決へ活かせる地域人材の育成についても進めます。

事業は固定化せず、地域課題や社会情勢の変化に合わせて柔軟に変えるものとします。

さまざまな専門機関との協働により、多様で質の高い学びを提供する

個人の多様な学習ニーズに応じ、また新たな学習意欲の喚起を図るため、包括連携協定締結先、市内企業等と連携・協働して多様で質の高い事業を提供します。

郷土学習を通じ、ふるさと「ふじみ野」への愛着と誇りを醸成する

ふじみ野の文化を未来につなげ発展させていくため、郷土に関する資料の展示、関連講座等の開催を通じ、郷土の歴史の知識を深め、ふじみ野市への愛着と誇りを感じられるようにします。

(2) ふじみ野市の生涯学習事業の分類

1) 地域課題の発見・解決事業

各地域の課題を明らかにし、解決のための学びの提供や相談・支援体制を構築し、コーディネートする事業。また、課題解決のための地域・団体のネットワークづくり、ボランティア人材の育成等に取り組む事業。

2) 地域連携事業

包括連携協定締結先、市内企業や市民活動団体と広く連携し、専門性が高く、かつ多様な学びを提供して、学びを地域に還元することを目的とする事業。

3) コミュニティ育成事業

仲間づくり、異世代交流、異文化の交流と理解などのきっかけとなる講座等を提供し、地域コミュニティ育成に寄与する事業。

4) 郷土学習事業

市内各地の郷土資料に親しみ、郷土の歴史への関心を深める事業。資料館、図書館、教育機関との連携により取り組む。

(3) 各分類の事業想定

本計画時点において、前述の4つの分類に沿った下記のような事業を展開することを想定しています。また、地域の状況や社会情勢の変化、社会教育や生涯学習のあり方の変化に応じて随時見直すことで、地域に本当に必要な事業を提供できるようにします。

1) 地域課題の発見・解決事業

主な事業目的	内容のイメージ
新たな地域課題の発見	各地域と向き合い、新たな地域課題を明らかにして、関係機関と連携して課題解決を図る事業に取り組む。 【現時点で取り組みを想定する具体的事業】 人権啓発／外国籍市民／障がい者、子育て支援／ 地域福祉／防災・防犯／健康づくり
地域コーディネーターの育成	地域の課題解決に向けて、地域のさまざまな活動をつなぐ人材育成のための研修会・講習会を実施する。
人材確保・活用	既存の生きがい学習ボランティア制度等の活用、各種事業への協力体制の確立を図る。
相談・支援体制の確立	関係資料・情報の収集及び提供、関係機関との連携により、地域課題に対する相談・支援体制を整備する。

2) 地域連携事業

主な事業目的	内容のイメージ
地域資源を活かした幅広い学びの場の提供	地域の人材育成を目標とする「市民大学」、公民館の高齢者教育事業である「昭和100年大学」、及び市内の産官学が協働して子どもに多様な学びや体験を提供する「子ども大学」等、各機関と連携した事業を展開し幅広い学びを提供する。

3) コミュニティ育成事業

主な事業目的	内容のイメージ
生涯学習情報の提供	市内で生涯学習に取り組む団体の情報、生涯学習に関するイベント情報の提供等を行う。
趣味講座を通じたグループづくり	調理、工芸、絵画、手芸等の趣味講座を充実させ、新たな趣味づくりと、趣味を通じた仲間づくりを行う。

4) 郷土学習事業（資料館と連携）

主な事業目的	内容のイメージ
施設内展示	西地域文化施設の各所に設けられる展示スペースを活用して資料の展示を行う。
企画展・特別展	西地域文化施設の展示室を活用し、企画展や特別展を行う。特別展においては関連講座も行う。
郷土学習 (大人向け、子ども向け)	ふじみ野の郷土資料、文化財等を知るための学習講座を大人向け、子ども向けにそれぞれ行う。

4. 図書館事業（西地域）

(1) 基本方針

これまで単体の図書館として取り組んできた講座等について、新たな図書館の特性や複合施設のメリットを活かして次の方針により取り組みます。

図書館の魅力を再発見する事業を展開する

「楽しいね」「また行こう」という新たな文化施設の基本理念に基づき、個性的な事業を提供し、「図書館ってこんなこともできるのか」という新たな発見や、親しみやすさを高める事業を行います。

教育機関、企業等と連携する

学校図書館、地域協働学校、包括連携協定締結先、市内企業等と連携し、学校での学びに寄り添い、また市内企業等の特性を生かした事業やサービスの提供を図ります。

事業の効果・効率を高める関連分野との連携

上福岡図書館との連携のほか、複合機能を有する利点を活かし、市の文化芸術事業や、社会教育、資料館など関連する分野の事業と連携します。類似する事業を整理し、協働して事業展開することで、事業の効果・効率を高めます。

(2) (仮称) 西地域文化施設の図書館事業の分類

新たな文化施設の基本理念や前項の基本方針を踏まえ、(仮称) 西地域文化施設の図書館で取り組む事業を次の4つに分類します。

1) 普及事業

普段あまり図書館を訪れない人へのきっかけづくり、ふだん訪れている図書館の違った魅力を知る機会の提供を通じ、より多くの人に図書館の多様性を普及する事業。

2) 年代別事業

乳幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者など、各年代に合わせた本との出会いを促す事業。

3) ボランティア育成事業

読み聞かせや音訳ボランティアのスキルアップ支援や、図書館の仕事を体験する事業など、図書館の運営に関わる人材を育成する事業。

4) 連携事業

施設内に複合されたホール、創造育成機能の活用、学校図書館や地域協働学校等との協力など、施設内外の機能、機関と連携して取り組む事業。

(3) (仮称) 西地域文化施設で取り組む図書館事業の事業想定

前項に基づいて取り組む事業の想定は次のとおりとします。

1) 普及事業

事業イメージ	内容
図書館を知る・体験するための事業	図書館まつり、図書館ツアー、1日体験、大人向け読み聞かせなど、普段利用している姿と異なる図書館の隠れた活動、新たな取り組みを知ることができる事業を提供する。
利用者向け託児事業	保育士有資格者や保育ボランティアによる育児関連書籍の案内や絵本の読み聞かせ、図書館利用の支援等を実施する。
読書会の支援	読書を楽しむ団体から依頼された資料を提供し、会場の手配を行う。

2) 年代別事業

事業イメージ	内容
子ども向け事業	毎週日曜日、また夏休み等の子ども向け映画会、子ども(小学校高学年～中学生)向け司書講座、夏休みの体験教室等を行う。
中高生向け事業	中高生向け映画会、学習課題の支援となる講座等、中高生の日々の楽しみを増やしたり、学習を支援したりする事業を行う。
一般向け事業	外に出るきっかけと図書館に来るきっかけを作るための大人向け映画会を行う。
高齢者対象講座	パソコン教室など生活における課題解決の手助けとなる情報提供としての役割を担う講座を行う。

3) ボランティア育成事業

事業イメージ	内容
読み聞かせ講座	小学校などで読み聞かせをする人を対象とした読み聞かせ講座及び、読み聞かせ活動をされている方のステップアップ講座を行う。
音訳ボランティア養成講座	録音図書 DAISY ⁶ を作成・編集するための講座を実施し、スキルアップ講座も継続して行い、音訳ボランティアを養成するとともに録音図書のデジタル化を推進する。
ボランティア活動の場の提供	図書館友の会、音訳、読み聞かせボランティアなどの「経験や趣味を生かした展示や資料提供の場を作る。

⁶ Digital Accessible Information System の略で、視覚障がい等で活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル録音図書の国際標準規格。

4) 連携事業

事業イメージ	内容
ホール機能と連携した 講演会等 ※再掲(複合事業に記載あり)	絵本のテーマにあわせて音楽や照明等の演出効果を加える、ドラマリーディング、マジックショー、朗読会、読書会など従来の活動をスケールアップさせる、作家等による講演会やワークショップを行うなど、複合施設の機能を活かした事業を行う。
ホールで行われる事業に合わせた特集展示 ※再掲(複合事業に記載あり)	ホールで行われる公演に関連する作曲家、脚本家(作家)等に関連する資料や、上演内容の時代背景がわかる資料、伝統芸能等の基礎知識がわかる資料など、公演の理解を促す資料を展示する。
生涯学習活動等と連携した資料提供、レファレンス	日々の学びや市民活動等をさらに高めるため、地域の課題解決を支援するため、活動に関する資料の提案・提供などを行う。
創造育成施設を活かした事業提供 ※再掲(複合事業に記載あり)	施設内で実施する事業に対し、本や資料で意義を深めたり、発展させるなどの支援を行う。
地域協働学校、教育機関と連携した事業提供	小中学校・ボランティア・関係団体等と連携して、お話し会、読み聞かせ講座、図書館見学、調べる学習コンクール、実習生の受け入れ等の事業を行う。学校図書館とネットワークを構築して図書館サービスを提供する。
資料館と連携した事業提供	郷土資料 ⁷ の収集保存に努めるとともに、文化財資料と併せて図書の展示をするなど、資料館等と連携を図りながら提供する。また、同様に行政資料の収集とともに情報発信を行い、市民生活と行政の課題解決を支援する。

⁷ ここでは図書館で収集する郷土に関する刊行物等のことを指す。

5. プレイベント

(1) 基本方針

建設のために長く休館する（仮称）西地域文化施設及び、（仮称）東地域文化施設ホール棟については、市民に新たな文化施設の誕生を周知し、多くの市民に知ってもらうため、また開館に向けた機運醸成を図るための取り組みとして、プレイベントを行います。

また、プレイベントの実施を通じ、開館後に協働・連携する人材の発掘を進めるものとします。

プレイベントの企画、実施にあたっての方針は次のとおりです。

「複合事業」をいまから始める

新たな文化施設の特徴でもある「複合事業」は、既に市内で行われている事業も含まれていることから、これらの事業の実施を通じ、文化芸術と生涯学習の振興、「楽しいね」と思える体験機会の提供、さまざまな実施主体との連携を行い、開館前から事業方針実現を図っていく。

協働・連携する人材の発掘

プレイベントの実施、市民参加の試行などを図るなかで、市民や文化団体等のなかから開館後も協働・連携して事業推進ができる人材、団体等を発掘し、スキルアップの機会を提供して開館後の体制づくりを進める。

開館を広く知らせ、ワクワク感を与える

新たな文化施設の開館を広く周知するための事業を行い、市民や周辺住民が開館することを知り、待ち遠しく思えるようなワクワク感を演出する。

開館後の運営の試行機会とする

新たな文化施設の運営が安全に行われるよう、計画している体制やスタッフの動きが問題ないかを確認するための試行機会となる事業を提供する。

(2) (仮称) 西地域文化施設の計画

1) プレイメント実施期間

令和2年度から企画を開始し、令和2年度中に現施設のさよならイベントを行うほか、工事期間中である令和3(2021)年度、令和4(2022)年度、及び令和5(2023)年度の開館前までを実施期間とします。

2) プレイメントの内容例

具体的には市民ワーキンググループでの検討や PPP 事業者、指定管理者予定者等との調整によりますが、次のイメージをもとに実施可否の検討を進めていきます。

【開催内容イメージ】

- ・ふじみ野アートフェスタ、市民文化祭、図書館まつり、アウトリーチ等既存の取り組みでの企画の充実、産学官民協働の推進
- ・大井中央公民館さよならイベント
- ・複合施設になることをアピールするイベント（読み聞かせと音楽、朗読劇など）
- ・子どもの実演団体の育成
- ・仮囲いに絵を描く
- ・現場見学会
- ・開館準備ニュースレターの発行
- ・ボランティア研修会

(3) (仮称) 東地域文化施設ホール棟（建替え施設）の計画

1) プレイメント実施期間

工事期間中である令和5(2023)年下半期、令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度の開館前までを実施期間とします。

2) プレイメントの内容

具体的には市民ワーキンググループでの検討や PPP 事業者、指定管理者予定者等との調整によりますが、次のイメージをもとに実施可否の検討を進めていきます。

【開催内容イメージ】

- ・現ホールさよならイベント
- ・開館後に展開する事業を見据えたイベント
- ・市内の既存イベント（お祭り、アートフェスタ等）での併催イベント
- ・仮囲いに絵を描く
- ・現場見学会
- ・開館準備ニュースレターの発行
- ・ボランティア研修会

6. 開館記念事業

(1) 開館記念事業期間

新たな文化施設は、(仮称)東地域文化施設多目的棟(改修施設)、(仮称)西地域文化施設、(仮称)東地域文化施設ホール棟(建替え施設)の3回の開館を続けて迎えることとなります。

開館直後だけでなく、多くの人が何度も訪れ、さまざまに楽しむ人で賑わう施設のイメージづくりを行うために、各施設の開館に際しては次の表の開館記念事業期間を設けて長期的に開館を祝うものとします。

施設	開館記念事業期間
(仮称)東地域文化施設多目的棟 (改修施設)	開館から1カ月
(仮称)西地域文化施設	開館した年度
(仮称)東地域文化施設ホール棟 (建替え施設)	開館した年度

※(仮称)西地域文化施設、(仮称)東地域文化施設ホール棟(建替え施設)はいずれも、年度当初～上半期の開館を予定しているため、翌年3月の年度末までを対象とします。

(2) 基本方針

3つの開館記念事業期間に取り組むべき事業の方針は次のとおりです。

事業期間を通じて賑わいを創出する

開館当初だけでなく、3つの開館記念事業期間全体を通じて賑わいを創出できるよう、バランスのよい事業計画とする。

これから取り組む事業の「1回目」を行う

プレイベントの成果も踏まえながら、開館後に定期的、継続的に取り組んでいく事業の「1回目」を展開し、この施設の事業のラインナップやその魅力を知っていただくことを目指す。

(3) 開館記念事業の開催規模

1) (仮称)東地域文化施設多目的棟(改修施設)

開館日のイベントを始め、市民とともに企画・準備し、文化団体や大学等と連携して行います。

そのほか、(仮称)東地域文化施設の基本的な方向性に沿った気軽に参加できる事業、市内芸術家のフェスティバル等の実施を検討します。

2) (仮称)西地域文化施設

これまで市内で鑑賞する機会の少なかった質の高い公演等を講座やワークショップ等をセットにして提供する、子どもの実演団体の試演会を開くなど、(仮称)西地域文化施設

設で提供する自主事業に沿い、開館記念事業期間中、ホール、各室、図書館のあちこちで多くの事業を提供します。

3) (仮称) 東地域文化施設ホール棟 (建替え施設)

市内外の芸術家と連携し、質の高い演奏等を小規模なホールで楽しむ事業、地域のアーティストを知る事業や、親子や障がい者など、日頃鑑賞する機会が得づらい方々が気軽に芸術に触れられる事業を実施します。

また、生涯学習の場としてのさまざまな学びの事業を提供します。

7. 中長期的な展開イメージ

新たな文化施設は、(仮称) 東地域文化施設多目的棟のオープンから(仮称) 西地域文化施設のオープンを経て(仮称) 東地域文化施設ホール棟のオープンまで、4年強かけて順次オープンしていきます。

(仮称) 東地域文化施設多目的棟のオープンから文化芸術と生涯学習のための拠点としての試行を開始し、ホール棟のオープンまでにふじみ野の文化芸術、生涯学習のあり方を変え、事業の充実・拡大、広域化を図っていきます。

	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9～12年度 2027～2030
	文化施設 準備年	文化施設 1年目	文化施設 2年目	文化施設 3年目	文化施設 4年目	文化施設 5年目	文化施設 6年目	文化施設 7～10年目
東地域文化施設 多目的棟	試行	試行		周知				まちなかで行う事業の拡大・広域化
西地域文化施設	試行 ※イベントとして				周知			内容の充実・拡大
東地域文化施設 ホール棟		試行 ※建替え前のホールにおいて						周知・充実
展開イメージ	【試行期①】 ・既存事業での連携 試行 ・市民参加の試行	【試行期②】 ・計画に基づく事業の試行 ・生涯学習と文化芸術の連携の試行 ・市民や地域協働学校、包括連携 協定締結先との協働の試行 ・協働する人材等のスキルアップ			【周知期】 ・試行、準備した事業を東西で展開 ・今後楽しめる文化芸術や生涯学習、 遊びの要素を持った事業等の周知 ・東西の施設の運営上の個性の周知 (西:集まる⇄東:まちへ出ていく)			【拡大期】 ・周知期の評価をフィードバックし改善 ・西地域は事業の内容充実と、 ボリュームの拡大を図る ・東地域はまちなかに出ていく事業 の対象を拡げていく

VI 貸館計画

1. 利用規則の基本的な考え方

利便性を向上すること、複合施設においては複合するメリットを生かすことを念頭に、市内や近隣施設の状況も踏まえて、利用規則の基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 休館日

1) 現施設及び周辺施設の状況

市内の文化施設は概ね、休館日を揃えています。一方、図書館は大井と上福岡の2館とも休館とならないようにしています。周辺市をみると、ふじみ野市と同じく毎週月曜日と年末年始の休館を設定している施設が多くなっています。

施設名（網掛けは図書館）	休館日
大井中央公民館	月曜日／年末年始（12/28～1/4）
上福岡公民館・コミュニティセンター	月曜日／年末年始（12/28～1/4）
勤労福祉センター	月曜日／年末年始（12/29～1/3）
大井図書館	第2月曜日／年末年始（12/28～1/4）
上福岡図書館	第3月曜日／年末年始（12/28～1/4）
上福岡西公民館	月曜日／年末年始（12/28～1/4）
上福岡西公民館図書室	
産業文化センター	年末年始（12/29～1/3）
富士見市市民文化会館（キラリ☆ふじみ）	年末年始（12/28～1/4） その他館内点検日（月2～3日）
富士見市立中央図書館	月曜日／年末年始（12/28～1/4）
三芳町文化会館（コピスみよし）	月曜日／年末年始（12/28～1/4）
三芳町立中央図書館	月曜日／図書館整理日（月の末日） ／年末年始（12/28～1/4）
ウェスタ川越	無休（南公民館のみ12/29～1/3）
川越市南文化会館（ジョイフル）	火曜日／年末年始（12/29～1/3）
川越市立中央図書館	月曜日／毎月最終金曜日 ／年末年始（12/29～1/4）
所沢市民文化センター（ミューズ）	年末年始（12/28～1/3）
所沢市立所沢図書館	月曜日／年末年始（12/29～1/4）

2) 新たな文化施設での考え方

いつでも気軽に来られる施設となるため、西地域文化施設開館以降は

休館日は年末年始(12/29～1/3)のみを原則とします。

※令和3（2021）～4（2022）年の（仮称）東地域文化施設は建替え前の勤労福祉センターの点検・修繕等が多く必要となるため、毎週月曜日（休日の場合は翌日）についても休館します。

(2) 開館時間

1) 現施設及び周辺施設の状況

ホールを有する文化施設の開館時間は、9時～22時としている施設が殆どとなっています。図書館については、令和2（2020）年度以降は大井図書館が上福岡図書館と同じ開館時間となります。

施設名（網掛けは図書館）	開館時間
大井中央公民館	9:00～22:00
上福岡公民館・コミュニティセンター 勤労福祉センター	9:00～22:00
上福岡西公民館	9:00～22:00
上福岡西公民館図書室	9:00～20:00
大井図書館	9:00～20:00
上福岡図書館	9:00～20:00
産業文化センター	9:00～21:30
富士見市市民文化会館（キラリ☆ふじみ）	9:00～22:00
富士見市立中央図書館	9:00～19:00
三芳町文化会館（コピスみよし）	9:00～22:00
三芳町立中央図書館	10:00～19:00 （火～金） 10:00～18:00 （土日祝）
ウェスタ川越	9:00～22:00
川越市南文化会館（ジョイフル）	9:00～22:00
川越市立中央図書館	9:30～19:00 （火～金） 9:30～18:00 （土日祝）
所沢市民文化センター（ミュージズ）	9:00～22:00
所沢市立所沢図書館	9:30～17:00 （水～日） 9:30～19:00 （火）

2) 新たな文化施設での考え方

開館時間は9時～22時とします。

西地域文化施設の図書館エリアのみ9時～20時までを原則としますが、エリア外に予約本の棚を設け、22時まで予約本の引き取りができるようにします。

(3) 貸出区分・時間

1) 現施設及び周辺施設の状況

市内の貸出区分は統一された考え方となっていますが、市外をみると午後区分の終わりの時間が異なっており、午後を2区分に分けて利用しやすくしているケースもみられます。

近年、練習室や会議室等については1時間単位で借りられる施設が増えており、上福岡図書館、大井図書館（現施設）も集会室等を1時間単位で貸し出す予定です。

しかし周辺市では、そのような状況はみられません。

施設名（網掛けは図書館）	貸出区分			
	午前	午後	夜間	時間貸
大井中央公民館	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	なし
上福岡公民館・ コミュニティセンター 勤労福祉センター	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	なし
上福岡西公民館	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	なし
上福岡図書館	-	-	-	あり
大井図書館	-	-	-	あり
産業文化センター	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	なし
富士見市市民文化会館 （キラリ☆ふじみ）	9:00～12:00	【午後1】 13:00～15:00 【午後2】 15:30～17:30	18:00～22:00	なし
三芳町文化会館 （コピスみよし）	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	なし
ウェスタ川越	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	なし
川越市南文化会館 （ジョイフル）	9:00～12:00	12:30～17:00	17:30～21:30	なし
所沢市民文化センター （ミュージズ）	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	なし

※ウェスタ川越に複合されている南公民館は午後区分を「午後1(13:00～15:30)」、「午後2(16:00～18:30)」に分け、夜間区分を19:00～21:30としている。

2) 新たな文化施設での考え方

**貸出区分は午前(9時～12時)、午後(13時～17時)、
夜間(18時～22時)の3区分とします。**

ただし、ホール以外の施設については、利用日間近になってから時間単位での利用を受け付けられるようにします。

(4) 利用者の種別

1) 現施設及び周辺施設の状況

市内では、教育委員会が運営する施設は団体での利用のみとなっていますが、令和2(2020)年4月から個人利用が可能となります。既に同じ市内でも産業文化センターでは個人の利用も可能となっています。

周辺市では、ほとんどの施設が個人利用を可能としています。

施設名（網掛けは図書館）	利用可能者
大井中央公民館	団体・個人
上福岡公民館・コミュニティセンター	団体・個人
勤労福祉センター	団体・個人
上福岡西公民館	団体・個人
上福岡図書館	団体・個人
大井図書館	団体・個人
産業文化センター	団体・個人
富士見市市民文化会館（キラリ☆ふじみ）	団体・個人
三芳町文化会館（コピスみよし）	団体・個人（※フィットネスルームのみ個人利用可）
ウェスタ川越	団体・個人
川越市南文化会館（ジョイフル）	団体・個人
所沢市民文化センター（ミュージズ）	団体・個人

2) 新たな文化施設での考え方

団体及び個人の利用を可能とします。

また、営利利用についてもルールを整備し、利用できるようにします。

(5) 申し込み方法

1) 現施設及び周辺施設の状況

ホールについては、他市では12～13か月前の申請が多く見られます。その他の施設は6か月～2か月前の申請となっておりますが、施設により異なります。

施設名 (網掛けは図書館)	申し込み時期	申し込み方法
大井中央公民館	【ホール・リハーサル室・楽屋】 6か月前の月の初日～7日前まで 【展示室】 2か月前の月の初日～7日前まで 【その他】 2か月前の月の12日～利用日まで	【ホール・展示室】 窓口 【その他】 公共施設予約システム
上福岡公民館・ コミュニティセンター 勤労福祉センター	【公民館・コミュニティセンター】 2か月前の月の12日～利用日まで 【勤労ホール】 10か月前の月の初日～7日前まで 【集会室】 3か月前の月の初日～3日前まで	【公民館・コミュニティセンター】 公共施設予約システム 【勤労福祉センター】 窓口
上福岡西公民館	【ギャラリー】 2か月前の月の初日～7日前まで 【その他】 2か月前の月の12日～利用日まで	【ギャラリー】 窓口 【その他】 公共施設予約システム
上福岡図書館	【集会室1、集会室2、視聴覚ホール、展示コーナー】 2か月前の月の初日～3日前まで	【展示コーナー】 窓口 【その他】 公共施設予約システム
大井図書館	【会議室、研修室】 2か月前の月の初日～3日前まで	公共施設予約システム
産業文化センター	6か月前の月の初日～4日前まで	窓口 公共施設予約システム
富士見市市民文化会館 (キラリ☆ふじみ)	【ホール】 1年前の月の初日～20日前まで 【展示室・会議室・アトリエ】 6か月前月の初日～3日前まで ※展示目的の利用の場合は1年前 の月の初日～3日前まで 【スタジオ】 3か月前の月の初日～利用日まで	窓口
三芳町文化会館 (コピスみよし)	【ホール】 利用月の3か月前まで 【その他】 利用日の10日前まで	インターネット、電話で仮 予約後、窓口で申請

ウェスタ川越	【文化芸術振興施設】 13 か月前の月の初日～7 日前まで 【市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設】 6 か月前の月の初日～7 日前まで	窓口、メール、郵送
川越市南文化会館 (ジョイフル)	2 か月前の初日～25 日前まで	予約システム
所沢市民文化センター (ミュージズ)	12 か月前～7 日前まで	窓口

※ふじみ野市公共予約システムの利用に関する規則に規定する予約の決定を受けたものは2 か月前～7 日前まで

2) 新たな文化施設での考え方

次のとおりとします。

【ホール】

利用日の属する月の **12 か月前の初日～7 日前まで**

【展示室（西地域文化施設）、ホール兼多目的室（東地域文化施設多目的棟）】

利用日の属する月の **6 か月前の初日～7 日前まで**

【ホール舞台の練習利用、ホール楽屋単独利用】

利用日の属する月の **1 か月前の初日～利用日の3 日前まで**

【その他の施設（練習室、手工芸室、調理室等）】

①区分利用：利用日の属する月の **3 か月前の初日～利用日当日まで**

②時間利用：利用日の属する月の **1 か月前の初日～利用日当日まで**

※上記の規定の適用は令和5（2023）年4月以降とし、令和3（2021）～4（2022）年度は従来どおりとします。

(6) 使用料（利用料金）の支払い時期・方法

1) 現施設及び周辺施設の状況

施設名（網掛けは図書館）	支払時期	支払い方法
大井中央公民館	利用の許可を受けたとき	窓口
上福岡公民館・ コミュニティセンター 勤労福祉センター	利用の許可を受けたとき	窓口
上福岡西公民館	利用の許可を受けたとき	窓口
上福岡図書館	利用の許可を受けたとき	窓口
大井図書館	利用の許可を受けたとき	窓口
産業文化センター	オンライン申込後、1週間以内。 利用料金の納入は、施設等の利用の 許可を受けたとき。 ※附属設備の利用料金、超過利用料 金は利用後に納入。	窓口
富士見市市民文化会館 （キラリ☆ふじみ）	利用許可書の交付を受けた時	窓口 振込を希望の場合は申 込時に申し出る
三芳町文化会館 （コピスみよし）	利用の許可申請書を提出した後	窓口
ウェスタ川越	利用の許可を受けたとき	窓口 又は 振込
川越市南文化会館 （ジョイフル）	利用の許可を受けたとき	窓口
所沢市民文化センター （ミュージズ）	センターの利用の許可を受けたとき	窓口 又は 振込

2) 新たな文化施設での考え方

従来通り、**利用許可と同時に使用料(利用料金)を前納**とします。

ホールについては、附属設備の使用料（利用料金）は後納とします。
支払い方法については、市内外の利用促進、現金管理の負担軽減を勘案し、
振込、キャッシュレス対応についても検討します。

(7) 連続利用日数の制限

1) 現施設及び周辺施設の状況

施設名（網掛けは図書館）	連続利用日数の制限
大井中央公民館	【展示室】7日
上福岡公民館・コミュニティセンター、勤労福祉センター	なし
上福岡西公民館	
上福岡図書館	
大井図書館	
産業文化センター	休館日を除き7日
富士見市市民文化会館 (キラリ☆ふじみ)	なし
三芳町文化会館 (コピスみよし)	なし
ウェスタ川越	【ホール】14日 【その他】5日 ※ホール併用14日
川越市南文化会館 (ジョイフル)	3日
所沢市民文化センター (ミュージズ)	なし

2) 新たな文化施設での考え方

従来通り、創造的な活動を日数制限なく取り組んでいただくため、

連続利用日数の制限は設けません。

ただし、長期の利用が発生する場合には、他の利用への妨げを最小限とするよう、運用において十分にコミュニケーションをとるものとします。

2. 使用料（利用料金）の考え方

(1) 基本的な考え方

これまで、公民館の使用料はほぼ全額免除となっており、ほとんどの利用者が無償利用をしてきました。令和元年度、全市的に使用料の見直しについて検討を行い、令和元年12月議会においてふじみ野市立公民館条例の改正により、減免規定及び受益者負担の適正化を図りました。新たな文化施設においても、現在の検討から定めた方針に基づいて利用料金を設定します。

(2) 使用料（利用料金）設定の考え方

令和2（2020）年4月1日より「ふじみ野市立公民館条例」の一部を改正し、現施設（大井中央公民館、上福岡公民館、上福岡西公民館）において新たな料金設定を施行します。

また、図書館については上福岡図書館の集会室等のみ市内団体に無料で貸し出しをしていましたが、令和2年（2020）4月1日より「ふじみ野市立図書館条例」の一部を改正し、大井図書館、上福岡図書館ともに集会室等について一般貸出を行い、あわせて新たな料金設定を施行します。

新たな文化施設では、令和3（2021）年の東地域文化施設多目的棟の開館、令和5（2023）年の西地域文化施設の開館、また令和7（2025）年の東地域文化施設のホール棟開館に伴い新文化施設条例の制定、図書館条例の改正を行っていく中で、東西の文化施設の料金均衡を図りつつ、機能に合わせた施設や備品の使用料（利用料金）を検討していきます。

Ⅶ 図書館サービス方針

図書館については、令和元（2019）年度まで「第二次図書館サービス計画」の計画期間となっています。（仮称）西地域文化施設に大井図書館が移転する令和5（2023）年は次の図書館サービス計画の計画期間となりますが、次期図書館サービス計画を見据えた方向性を、本計画において定めるものとします。

1. 図書館のミッションとビジョン、プラン体系

第二次図書館サービス計画における、ふじみ野市の図書館のミッションとビジョン、プラン体系を整理すると、次のとおりとなります。

(1) ミッション（使命）

市民の暮らしが豊かになるよう、「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

(2) ビジョン（展望）

- 1) 地域の情報拠点を目指します
- 2) 市民の学びを支える図書館を目指します
- 3) 市民とともに歩む図書館を目指します

(3) 各施設の運営方針

1) 大井図書館

「地域に根付く身近な図書館」

地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスを充実させる

2) 上福岡図書館

「暮らしに役立つ図書館」

市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置く

(4) プラン（施策）体系

1) 地域の情報拠点を目指します

- ①市民の求める資料と情報の収集と提供
- ②地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信
- ③情報を得るための通信、アクセス環境の整備と充実

2) 市民の学びを支える図書館を目指します

- ①市内小・中・高等学校・大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり
- ②市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供
- ③誰でも必要な情報を得るための支援

3) 市民とともに歩む図書館を目指します

- ①市民の声を反映する図書館運営
- ②市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上
- ③未来を担う子どもたちの読書環境の充実

2. 資料収集・提供

「埼玉の公立図書館」（令和元年度発行、平成30年度データ、埼玉県図書館協会発行）にて人口1人当たりの図書館貸出冊数（年間）4位（市部では2位）を獲得しています。前項のプラン「1）地域の情報拠点を目指します」の各施策を踏まえ、より利用しやすい図書館づくり、地域協働学校などとの連携による市内全域へのサービスの提供、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、デジタル資料の収集・提供を進めます。

(1) 資料の収集

「ふじみ野市立図書館資料収集要綱」に基づき、選定します。資料の選定にあたっては、資料見計らい選定、各種新刊情報目録、出版社公告など、多様な選定ツールを用いるとともに、市民のリクエスト、貸出状況も考慮し、知的遺産についても勘案します。

第二次図書館サービス計画に基づき、上福岡図書館は「暮らしに役立つ図書館」、大井図書館は「地域に根づく身近な図書館」と位置づけて資料の収集を行います。ただし、所蔵数の違い、単館と複合施設のの違いに配慮し、（仮称）西地域文化施設に包含される図書館は「より身近に利用でき、日常生活のヒントを得られるような蔵書構成」に加え、施設特性を活かした文化芸術関係資料の充実を図るものとします。

資料の分類	方針
図書	<p>利用の動向、新聞・雑誌の書評等を十分考慮し、蔵書構成上必要なものを迅速に選定する。</p> <p>①一般図書 社会情勢や市民要望を考え、教養書、趣味実用書から専門的な図書まで幅広く収集する。</p> <p>②参考図書 辞典、事典、年鑑等を各分野にわたって体系的に収集する。</p> <p>③児童図書 児童の読書習慣と継続を意識して収集する。また、読み聞かせ、総合学習などで使用する資料を選定し収集する。</p> <p>④青少年図書 中高生が気軽に手に取ることができるよう、長く評価されてきた図書のほか、中高生の感覚に沿った図書を選定し収集する。</p>
逐次刊行物	<p>①新聞 国内発行の主要全国紙を中心に、青少年向けも含めて収集する。専門紙・機関紙はニーズに応じて収集する。</p> <p>②雑誌 両館でなるべく重複しない形で多くの分野の雑誌を購入する。原則として長期的に継続購入することを前提とする。</p>
官公庁出版物	<p>政府機関が発行する主要なものを収集する。その他、地方公共団体等の出版物はニーズに応じて収集する。</p>

資料の分類	方針
地域資料	<p>①ふじみ野市の行政資料 行政や市立施設が発行する資料を種類・分野問わず網羅的に収集する。</p> <p>②ふじみ野市について書かれた資料 ・積極的な情報収集を行い、さまざまな活動に取り組む市民の協力も得て寄贈依頼や購入等により収集する。 ・市や市出身・在住者に関する新聞・雑誌記事、テレビ等は当該記事、映像等を各種媒体に保存する。</p> <p>③埼玉県・地域市町村に関する資料 ふじみ野市に関係の深いものを中心に収集する。</p>
視聴覚資料	<p>①音楽資料（CD等） 世界の音楽、芸能、文学作品等の基本的な作品、及び代表的演者の作品を中心に収集する。CD等をあまり収集しない幼児～青少年、高齢者層が利用することにも配慮する。</p> <p>②映像資料（DVD、ブルーレイ等） 芸術的作品、及び記録価値、教育的価値の高いものを収集することを基本とし、利用者要望にも配慮する。</p>
障がい者用資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障がい者のための録音資料、大活字本、拡大写本、触れる絵本等を収集する。 ・録音図書（DAISY等）を製作する。 ・学習障がい児のためのマルチメディア DAISY 教科書を収集する。
データ類、電子書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、新聞、企業情報、音楽等のオンラインデータベースの利用を推進する。 ・データ DVD 等や電子書籍等の収集に努め、あわせて、検索、貸出、返却、閲覧ができる環境を整えていきます。

(2) 資料の相互貸借

購入の困難な資料は、図書館間で相互貸借をし、資料提供をします。

- ・協定を結んだ県内公共図書館等・大学等と資料の相互貸借を行う。
- ・県外図書館・国立国会図書館にも、協力を相談依頼し、資料の相互貸借を行う。
- ・国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を受けられる設備を準備し、資料提供を行う。

(3) 資料の提供

原則として、これまで、大井図書館や上福岡図書館で提供してきた貸し出しサービスを継続します。

業務の分類	方針
貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り、市内のほか富士見市、三芳町、川越市に在住、在勤、在学している人が利用できるようにする。 ・貸出点数は一般図書や紙芝居、雑誌は20点まで、DVDは2点、CD/朗読CD、カセット、DAISYは5点まで借りられるものとし、期限は2週間とする。
予約・リクエスト	インターネットによる予約、リクエストを継続する。
複写	著作権に配慮したうえで、資料の複写サービスを提供する。

3. 情報サービス

図書館が所有する資料を始めとしたさまざまな情報のなかから、利用者が求める情報を得られるようにするためのサービスを提供します。

(1) 情報検索

利用者が欲しい情報を検索するためのシステムの整備、情報リテラシーの向上を促す講座等を行います。

業務の分類	方針
コンピューターシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校図書室のオンライン化（令和2年度予定）を進め、資料の有効活用を図る。 ・(仮称)西地域文化施設にて整備される図書館は、自動貸出機を設置する。
オンラインデータベース	官報、新聞、企業情報、音楽等のオンラインデータベースの利用を推進する。(再掲)
障がい者への情報支援	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、インターネットを利用したサービス提供体制の強化を目指し、国立国会図書館「視覚障害者等用データの収集および送信サービス」、サピエ図書館 ⁸ 等への加入を検討する。
情報リテラシーの向上	情報リテラシー向上を目的としたパソコン講習会、OPAC ⁹ を利用した調べ方の講座等を開催する。
利用案内、読書案内の作成	一般向けに加え、子ども、障がい者、外国籍市民等、対象に合わせて図書館の利用方法を周知したり、読書に親しみやすくしたりするための案内（紙媒体、Web等）を製作する。

(2) レファレンスサービス

窓口、電話、FAX、手紙での受付に加え、インターネットからも受付を行えるようにします。また、館内に積極的に出向き、利用者からの相談を受けやすい環境づくりを進めます。受け付けた相談等については、他館の資料、国会図書館レファレンス共同データベース等も活用しながら迅速に調査を行い、必要な資料、情報の提供を行います。

回答したレファレンスの記録や参考リンク集などをWebで公開し、利用者の利便性を高められるようにします。

⁸ 視聴覚障がい者など目で文字を読むことが困難な方に対して、展示、音声データで情報を提供するネットワーク。

⁹ Online Public Access Catalog の略。利用者には供されるオンライン蔵書目録のこと。

4. 課題解決支援

「暮らしに役立つ図書館」と位置付ける上福岡図書館を中心に、課題解決支援の取り組みを推進します。

(1) ビジネス支援

就業、企業、経営等に関する資料に加え、まちに関する情報なども収集します。

(2) 法情報提供

法的トラブルの解決に寄与する資料や情報の収集、関係機関との連携を行います。

(3) 医療情報提供

市民向けの医学書、健康に関する資料等を収集し、提供します。

(4) 行政支援

資料の収集の項に記したとおり、ふじみ野市に関する行政資料や記事、地方行政の参考となる資料等を収集し、市職員等に提供します。

5. 対象者別サービス

居住地、世代、国籍の違いや障がいの有無等に配慮し、それぞれの環境に応じたサービスを提供します。これと併せて、異文化、異世代など異なる環境の方々が交流する場づくりを推進します。

(1) 乳幼児とその親

乳幼児から本に接する機会をつくり、親子が読書の喜びを共有し、読書習慣を身に着けることを通じ、知的探求心の育成を促します。

業務の分類	方針
ブックスタート	保健センターと連携し、10カ月を迎える乳児に配布するブックスタートのための絵本を選定・購入する。
定例おはなし会	3歳以下向け、4歳以上向けのお話し会をそれぞれ定期的を開催する。
出張おはなし会	市内保育所(園)、幼稚園、子育て支援センター等へ出向き、ボランティアと協働して読み聞かせを行う。

(2) 児童

小学校と連携し、児童の読書活動、調べ学習等を充実させるための活動を行います。

業務の分類	方針
学校図書館	学校図書館支援員を中軸に学校教諭、学校司書教諭、学校図書館ボランティアなどと協力し、学校図書館の充実、学級文庫などの設置を通じて、本が、いつでも児童の身近に置かれ、手に取ることができるようにする。
地域文庫	市内4か所の地域文庫で、子ども向けの読み物等を配架し、提供する。
ブックトーク	小学校を訪問し、本の紹介やブックトーク ¹⁰ 等を行う。

¹⁰ テーマに沿って複数の本を紹介し、読書意欲を喚起したり、新たな本との出会いを促す活動。

業務の分類	方針
団体貸出	市内保育所（園）、幼稚園、学校関係団体や読み聞かせのボランティアなどに役立つ資料を、まとめて貸し出す。
ブックリストの作成	夏休みのおすすめ本、課題図書等に関するブックリストを作成し、学校での配布、Webでの公開を行う。

(3) 青少年

青少年向けの資料の充実、レファレンスの提供、学校との連携を行うとともに、青少年の身近な居場所となるための環境づくり、講座等を提供します。

業務の分類	方針
高等学校・大学との連携	大学図書館との相互貸借のほか、図書館まつりやイベント等への高校生ボランティアの参加を推進し、連携を進めます。
ブックリスト作成	夏休みに向けて、おすすめ図書の紹介リストを作成し、配布する。
職場体験	中学校の「チャレンジ事業」、ふじみ野高校の職場体験、大学生のインターンシップ等の受け入れを行う。

(4) 障がい者、外国籍市民等

誰でも必要な情報を得られるよう、障がい者や外国籍市民等、図書の利用に困難を感じやすい人々に対するサービスを充実します。

業務の分類	方針
障がい者用資料の提供	大活字本、録音図書、DAISYなどの資料を充実させる。
外国籍市民向け資料の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語の利用案内を作成する。 ・日本語以外の言語で書かれた絵本や、日本語学習のための資料を収集・提供する。
対面朗読	利用者の求めに応じ、対面朗読を行う。
郵送・宅配サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のリクエストに応じ、資料を郵送にて貸し出す。 ・障がい者施設等へ宅配で資料を貸し出す。

(5) アウトリーチ

図書館から離れた地域に住んでいる市民に対し、地域文庫、学校図書館、地域協働学校と連携したサービスの提供を図ります。

移動図書館を活用して図書の配送を充実します。

VIII 運営組織計画

1. 運営者に求めるもの

ふじみ野市の各公民館は、これまで市の直営により運営してきました。地域住民に寄り添い、市民の学びの拠点として取り組みを行う一方、職員の異動に伴う専門性・継続性の確保の難しさが課題となっていました。

一方、図書館は上福岡図書館が平成 27（2015）年 10 月から指定管理者制度を導入し、大井図書館も令和 2（2020）年度から上福岡図書館と一括での指定管理者による運営を行う予定です。

新たな文化施設では、次のような人材の配置、運営組織の組成を目指すものとします。

分野ごとの専門人材を多く配置する

社会教育主事や図書館司書などの専門資格を有する人材や、文化芸術、生涯学習、図書館サービス、経営管理等のそれぞれの分野において見識とともに実務経験が豊富な人材を多く配置し、専門性の高い組織が質の高いサービスを提供するようにします。

文化芸術、生涯学習に関する情報・人・活動・施設(場)をつなぐ体制づくり

個別のニーズに応じたお勧めの事業の情報提供、指導者やサークルの紹介、団体同士の交流・連携促進など、文化芸術や生涯学習に関する情報、人、活動、施設（場）をつなぎ、「新たな楽しみに出会える ふじみ野の文化と人の交流拠点」の実現に導く「(仮称) ふじみ野文化芸術・生涯学習ナビ」機能を担える人材の育成、体制の整備を行います。

コミュニケーション能力に優れた人材を配置する

利用者と良好な関係を構築し、利便性の向上を図るとともに、利用者が抱える課題を吸い上げ、事業に反映していける関係づくりを図ります。

市内の人的資源を活用する

市内の文化芸術関係団体や生涯学習に関する知識を有する方などと連携し、地域に寄り添う事業展開が図られる組織とします。

人材の育成に注力する

職員の育成や、新たな見識を得るための研修・研鑽の機会を確保するとともに、若手の人材の積極的な採用と育成を行い、質の高いサービスが長く持続できる体制づくりを進めます。

2. 運営主体

(1) 運営主体について

(仮称) 東地域文化施設の改修施設(創造・育成部門)については、令和3(2021)年春に開館を予定しています。その後、(仮称) 西地域文化施設は、令和5(2022)年秋に、(仮称) 東地域文化施設の建替施設(ホール部門)は、令和7年秋に開館を予定しています。

新たな文化施設は、様々な目的を持つ人々が集まり、つながる「人づくり」の場となることから、体験型の事業や幅広い年齢を対象にした新たな事業の実施や市民感覚を捉えた事業の展開が求められます。こうしたニーズに応えるためには、運営について、市内の文化芸術団体等の協力を得ながら、民間の能力の活用も視野に入れて検討していく必要があります。

文化施設の図書館については、上福岡図書館と一括での指定管理者による運営を行う予定です。

図書館以外の文化施設については、市の文化行政と連動した文化芸術や生涯学習事業の展開を見据え、市内の文化団体等の協力を得ながら、市長部局で管轄し、指定管理者による運営が望ましいと考えます。

建物全体の維持管理については、設計、建設とともに整備事業に包含し、民間事業者(SPC¹¹)との契約により令和3年から行います。

複数の団体等が関わる組織となりますが、各部門の専門性を発揮しつつ横断的に業務を補完し合って効果を最大化する組織とすること、複合・協働するためのコーディネート能力を持った人材を配置すること、「ふじみ野市らしさ」のある運営スタイルを構築するための市民の参画を推進することの3点に留意して組織づくりを進めるものとします。

(2) 指定管理者制度の課題への対策

前項のとおり、(仮称) 西地域文化施設、(仮称) 東地域文化施設の運営主体は、最終的に文化施設一括の指定管理者に移行することを予定しています。

市の政策・施策の反映	仕様書に基づいて収支リスクを負いながら業務を行うため、指定期間中の政策・施策変更に伴う仕様変更に対応しづらい
市の他部署、関係機関との連携	市の部署同士に比べ、官民の違いがあるため、互いに連携を求めづらい。
継続性の確保	<ul style="list-style-type: none">・指定期間が3~5年程度と短期間であることが多いため、中長期での事業展開が難しい。・社会教育事業に求められる地域課題の発見と方策の展開には長い時間にわたる地域とのつながりが必要であり、指定期間内で実現することは難しい・短期間で次期が約束されないため職員を正規雇用しづらく、人材の育成や安定した労働環境の構築が難しい。

¹¹ Special Purpose Company の略。「特別目的会社」ともいう。民間事業者が、この事業のためだけに作る法人。

市民参加の推進	市民の意見によって運営が変化していくことが収支リスク、業務負担の増加等につながるため、対応しきれないことがある。
---------	--

市の施策や他部署との連携については、所管課が間に入ってつないでいくものとし、市民参加の推進においても同様に市が入って3者で協力し合うことで、円滑な関係づくりを図るものとします。

能力を発揮するための安定した雇用環境の確保については、本施設は維持管理（PPP事業）が15年にわたって事業者が変わらないことから、指定管理者も長期の指定期間とするか、1期目は3～5年程度とし、評価が高かった場合には次期に長期で指定するなどの方策を検討します。

指定管理者制度を導入しても、市がしっかり関与することで、諸課題を解決します。

(3) 直営部分と指定管理部分の整理

前項にもあるとおり、地域課題発見・解決事業のように地域に寄り添う取り組みや、市民参加の取り組みは指定管理者より行政が直接行うほうが、行政の専門性を活かして長期的に取り組むことができると考えています。そのため、一部の事業については、従来通り市が直営で行います。

各事業の所管と、実施主体の分担は次のとおりです。

事業種類		市の所管	実施主体
複合事業		市長部局 (文化・スポーツ振興)	文化施設指定管理者 ※事業により文化施設指定管理者、図書館指定管理者が実施
文化芸術事業		市長部局 (文化・スポーツ振興)	文化施設指定管理者 ※市民参加に関することなど、一部市が担う
生涯 学習 事業	地域課題発見・ 解決事業	教育委員会（公民館）	教育委員会（公民館） ※事業により一部指定管理者が担う可能性がある
	地域連携事業	市長部局（協働推進） 教育委員会（公民館）	文化施設指定管理者 ※事業により一部市が担う
	コミュニティ 育成事業	市長部局（協働推進）	文化施設指定管理者
	郷土学習事業	教育委員会（資料館）	教育委員会（資料館）
図書館サービス		教育委員会（図書館）	図書館指定管理者 ※選書は市と指定管理者が連携して実施
貸館計画		市長部局 (文化・スポーツ振興)	文化施設指定管理者

(4) 市内文化芸術団体との連携

市内には、本格的な文化芸術活動に取り組む方々が多く住んでいます。地域資源である芸術家の方々を活かした文化施設を目指し、また市民参加を推進するため、市内文化芸術団体に文化施設の一部の事業を担っていただくことを想定しています。具体的には、プレイベントの実施などで協働を試行し、実現可能性を探っていくものとします。

(5) 民間事業者との関係

(仮称)西地域文化施設、(仮称)東地域文化施設は、設計・施工と維持管理をDBO方式¹²で発注し、民間事業者（SPC）に委ねることとなります。

運営主体は維持管理（保守点検等）を除く運営に取り組み、民間事業者（SPC）と連携しながら機能を活かした運営、よりよい建築・設備の維持を図るものとします。

(6) 運営組織の変遷イメージ

これまでに示した組織の変遷をイメージ図にまとめると、次のとおりとなります。

(仮称)西地域文化施設が開館する令和5（2023）年度から東西の文化施設を一体的に指定管理者が運営を行う予定としており、それより前の令和3（2021）～4（2022）年度は改修された(仮称)東地域文化施設多目的棟と、建替え前の勤労福祉センターを直営にて運営します。

直営期間においては、文化芸術事業、コミュニティ育成事業についての専門性の確保を重視するため、事業の企画や実施等については一部委託することを予定しています。

		東地域文化施設		西地域文化施設		大井図書館	上福岡図書館
		多目的棟 (改修施設) ※現上福岡公民館・ コミュニティセンター	ホール棟 (建替え施設) ※現勤労福祉センター	創造育成部門・ ホール部門	図書館部門		
R3年度 (2021)	試 行 期	直営 ※専門性の高い業務については、 一部業務委託を想定		建替え中		図書館指定管理 (R2年度から)	
R4年度 (2022)							
R5年度 (2023)	周 知 期	文化施設 指定管理	建替え中	連携		図書館指定管理 移転	
R6年度 (2024)							
R7年度 (2025)							

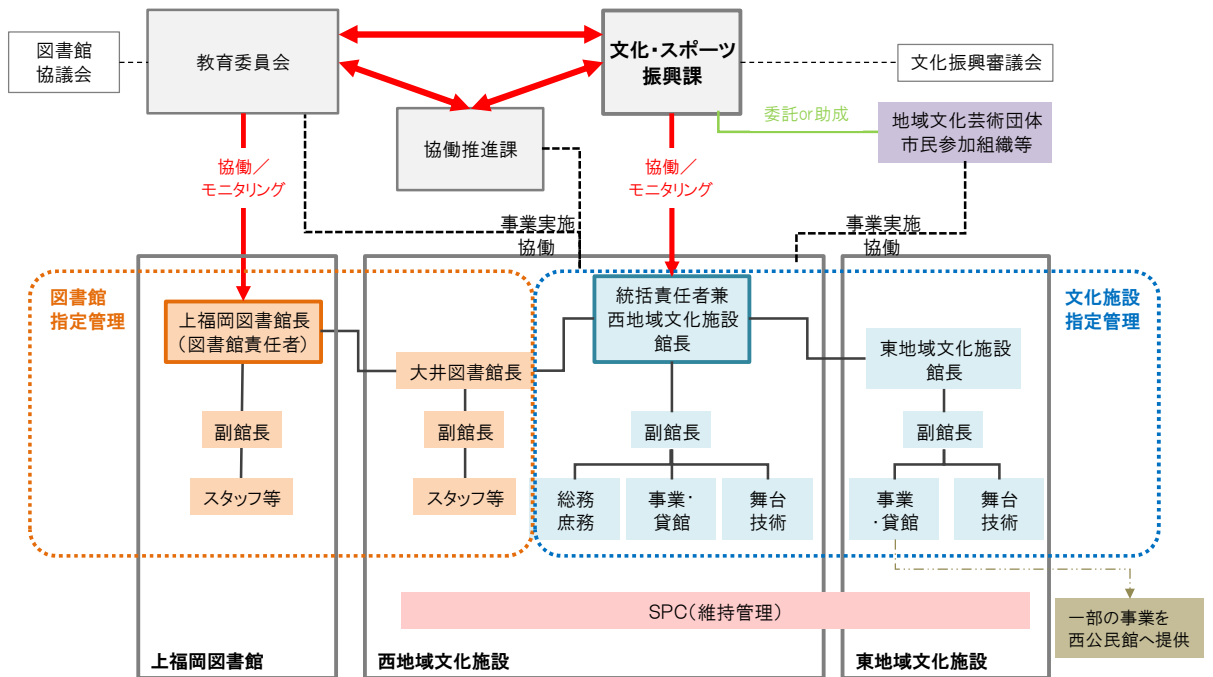
¹² Design Build Operate の略。公設民営の事業方式を指し、設計・施工・運営を一体で民間委託することにより、民間事業者のノウハウを活かした施設づくりを行い、費用対効果を向上させることを目的とする。新たな文化施設では運営を除き、維持管理までを一括して発注する。

(7) 令和7（2025）年の東地域文化施設開館時における組織イメージ

東地域文化施設のホール棟が完成し、2つの文化施設が本格的に動き出す令和7（2025）年度における組織のイメージ、関係性は下図のとおりとなっています。

文化施設や図書館の指定管理者、地域文化芸術団体、SPC、庁内各課がそれぞれの特性を活かしながら連携し、地域性と広域性のある施設運営を行っていくものとします。

市は所管課としてモニタリングを行う、ということに留まらず、指定管理者を文化振興のパートナーと捉え、積極的に協働していくものとします。



3. 業務と職能

(1) 業務

運営組織のうち、文化施設指定管理者が担う主な業務は次のとおりです。

それぞれの専門性を活かして業務を担うほか、協力して文化芸術・生涯学習の情報、人、活動、施設（場）をつなぐための業務を担うものとします。

統括責任者 館長・副館長	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営全般の最終判断 ・施設の利用許可 ・市、地域、他施設等との調整、連絡 ・個人情報保護責任 ・他業務支援 	文化芸術、生涯学習に関する情報、人、活動・施設（場）をつなぐための業務（情報収集、案内、助言等）
総務・庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・会計管理 ・利用料金・入場料等の出納 ・報告書類・説明書類等の作成 ・労務管理 ・委託等の契約管理 ・他業務支援 	
事業・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画・事業報告の作成 ・複合事業・文化芸術事業・生涯学習事業（地域連携事業、コミュニティ育成事業）の企画・制作 ・出演・招聘交渉 ・共催、後援、協力事業の制作等 ・情報紙・ホームページ、SNS等の発行 ・マスコミ対応 ・チケット販売状況管理・販売促進 ・教育機関等との連携（アウトリーチ） ・助成金、協賛金獲得のための申請・営業 ・友の会等の運営（設置する場合） 	
貸館	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館受付（問い合わせ・申請書の受付等） ・下見・打合せ対応 ・鍵の貸し出し ・利用中の安全管理 ・利用後の原状復帰確認 ・利用案内・パンフレット等の作成・配布 ・利用者拡大営業 ・館内情報設備（催物案内等）の管理・設定 ・チケット販売 	
舞台技術	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業の公演等におけるプランニング、オペレーション、舞台進行 ・貸館における舞台技術設備の管理、簡易操作 ・貸館問い合わせ対応 ・下見・打合せ対応 ・舞台特殊設備の安全管理・日常点検 ・舞台特殊設備の保守点検立ち会い ・備品の貸し出し、日常管理 	

(2) 各職員に求める職能等

新たな文化施設に配置する職員については、丁寧で親切な対応、利用者との円滑なコミュニケーション能力を求めるほか、次のような職能を求めます。

1) 統括責任者及び館長、副館長

公立文化施設の運営において知識と経験を有し、人員の不足時には実務の支援ができる人材とします。

開館時間はできるだけ館長か副館長のいずれかが勤務し、有事に対応できるようにします。

2) 総務・経理

総務・経理の専門知識、経験に加え、文化芸術や生涯学習等に対する知識・関心がある人材とします。

また、受付対応などの業務支援を行える人材とし、効率的な人員配置を図ります。

3) 事業・広報

文化芸術事業、生涯学習事業(地域連携・コミュニティ育成等)の幅広いジャンル、アーティスト、指導者等に関する知識、ネットワークを持ち、単に鑑賞事業を買う(以下「買い公演」という。)のみならず、上演内容や普及事業の内容等について、アーティストやプロモーター等に意見・提案ができ、独自性のある各種事業の企画・運営等を行える能力を持った人材とします。

広報についても、できれば主担当を配置し、専門的な知識・経験を持つ人材が多様な媒体を活用し、広く発信するとともに、多くの人の声を採り入れる双方向コミュニケーションを図るものとしします。

4) 貸館

市民を中心とした貸館利用者に直接お会いする施設の「顔」として、密接な関係を築くことが肝要な業務であることを認識し、公平性を確保し、分かりやすく説明が行える人材とします。

また、自らの経験や舞台技術スタッフとの連携により、利用者の活動、催しに対して支援・アドバイスのことができることが望ましいといえます。

5) 舞台技術

普及事業や施設外事業、「ふじみ野らしさ」を表す創造事業などの実施を予定しており、より創造性とテクニックが求められることから、舞台設備を安全に管理する能力に加え、アーティストと協働し、創造性の高い照明・音響を創りあげる能力や、舞台監督として多くの人を動かして的確に舞台の進行を管理する能力を持つ人材とします。

また、あらゆる市民と良好な関係を構築できるコミュニケーション能力も求められます。

(3) 想定される職員数

現施設よりも利用者が多様化し、事業が増えることを予定しているため、業務量が増えます。また、文化施設特有の特長として、13 時間にわたって開館するため、従来のオフィスとは異なり、同じポジションに倍程度の人間を配置しないと、病気や休暇取得、有事等に対応できなくなってしまいます。

これらを勘案したうえで、最小限必要な職員数を次のとおりとします。

1) 総務・庶務

2施設あり、貸館の経理が多いことに加え、従来以上に事業を充実させることから、現施設よりも業務量が増えることが想定されます。

また、チケット販売日、公演本番日などの繁忙期などは、他業務支援についても積極的に取り組むことを前提とし、総務・経理担当者を2名は配置することが望ましいといえます。

2) 事業・広報

従来より数・内容ともにボリュームの大きい事業に取組み、かつ文化芸術だけではない幅広い事業を展開するために、専門性の高い事業担当職員を置く必要があります。

事業分類ごとの主担当を定め、2施設合わせて少なくとも4名程度は配置が求められます。若手の職員育成を含む場合は、さらに人数を増やすか、非常勤職員等の支援を受ける必要があります。

また、広報についてもノウハウを有する職員を配し、一部自主事業と兼務しながらも広報を主体的に行い、広く認知、評価を得られるように図る必要があります。

3) 貸館

新たな文化施設では、より多くの方が利用されると考えられます。また、利用料金が減免される団体はほとんどないことから、受付や問い合わせ対応、貸出管理、請求書作成等の業務量は大きく増えます。さらに、13 時間に及ぶ開館時間中常に人員を配置しておく必要がある業務であることにも留意が必要です。

館長、副館長、総務、事業担当者等から業務支援を受けるものとしますが、最低でも常時1～2名は担当の正職員を配置できることが望ましいといえます。

4) 舞台技術

現在、大井中央公民館や勤労福祉センターでは、常勤は1名で利用時に増員対応をしていますが、これまでより利用を増やし、また幅広い事業に対応することを想定すると、舞台、音響、照明の最低3名での体制が必要となります。本来は、仕込み(公演準備)の際などは舞台上と調整卓の双方に人員配置が必要となることから、各分野に2名ずついることが望ましいとされています。

当初の想定としてはこれらを足した数としますが、稼働率が多くなると舞台技術担当者の業務時間が増えるため、総数としてはもう少し増やす必要も生じます。

5) おおよその人員数

前項までの検討を踏まえ、最小限必要な人数としては下記のとおりとします。


部門・役職	正職員	備考
館長(西)	1名	人手が不足する業務に応援に入ることのできるスキルと意欲を持った職員であることを前提とする。
館長(東)	1名	
副館長(西・東)	各1名	
総務・経理(いずれか)	2名	
自主事業(+広報)	4名	ほかに、貸館受付、チケット販売、本番日対応を支援する臨時職員またはアルバイト等を2~4名配置する
貸館事業	3名	
舞台技術	6名	

4. 市民参加

(1) 市民参加形態の分類とメリット・課題

近年、文化施設の運営に市民が関与し、地域にあった施設運営の実現、参加する市民の生きがいづくり等を図るケースが増えています。

市民参加の形態は次の表のとおりとなっており、より深く参加するほど、やりがいは生まれますが、責任も生まれ、時間や作業の負担も増えていきます。

参加度合／負担	参加の内容	メリット	課題
軽  重	事業や運営の 諮問組織に市民が 入り、意見を述べる	・時間・作業負担が少ない	・限られた人しか参加できない
	公演日の客席案内、 広報協力などの サポーターとして 活動する	・都合に合わせて気軽に参加でき、楽しみが増える ・人数の制限がない ・施設を身近に感じる人が増える	・定期的な研修・交流会の実施、制服の貸与など、活動しやすい環境づくりが重要
	実行委員会等を 設置し、事業の一部 の企画・制作に 関わる	・地域を知る市民目線のアイデアが発揮できる ・企画を実現させることで生きがいを感じられる ・企画や制作を経験でき、自らの活動にも活かせる	・合意形成が難しく、企画に時間がかかる ・責任とともに時間・作業の負担が大きくなる ・指定管理者と事業を分担し、市が調整することが必要
	NPO 法人などを 設立し、運営に 参画する	・会計を持ち、自立し、責任の持てる組織として市や指定管理者と協働できる (自ら指定管理者となることも、将来的には可能性がある)	・責任・時間・作業の負担が最も大きい ・予算・決算など組織として必要な業務を担う人材が必要となる ・指定管理者と事業を分担し、少なくとも最初は市が調整することが必要

(2) 市民参加のあり方

「文化と人の交流拠点」となり、「ふじみ野らしい」事業展開を実現するためには、市民の関わりが不可欠です。

すでに、市内では地元の芸術家、文化団体とアウトリーチやふじみ野アートフェスタで協働したり、公民館利用団体が小学校に出向いて授業支援や体験学習の講師をしたりしています。また、市民ボランティアによる図書館のお話し会等の開催、資料館事業への協力、公民館事業である「ふれあい公民館」や「子どもの城」、「小学校3年生公民館体験教室」では、公民館利用団体が協働したりするなど、市民が市の文化芸術、生涯学習等の施策に大きく関わっています。これをさらに継続、拡大し、開館後の市民参加にどうつなげていけるかが、これからの課題となります。

また、新たな文化施設の整備においては、基本構想段階より市民ワークショップでの検討を行ってきました。文化芸術団体、公民館利用団体の方々のほか、学生や公募による市民など、多くの方に活発なご議論をいただきました。この熱意を受け継ぎ、令和 2(2020)年 3 月からは「(仮称)市民ワーキンググループ」を立ち上げ、イベントの企画・実施、(仮称)東地域文化施設多目的棟の開館記念事業、通年の自主事業の企画を進めます。このなかで市民の方々に「どこまで参加できるのか、参加したいのか」を探っていただくとともに、市としても市民参加を試行していきます。

(3) 市民参加を実現するための人材の発掘・育成

運営組織計画において、文化芸術、生涯学習に関する情報、人、活動をつなぐ役割を運営主体に求めることとしましたが、これと併せて、市民参加を促進し、参加する市民個人及び参加組織全体のスキルアップ、関係する市や他団体等とのネットワークづくりなど、市民参加をより有効に運営に活かすためのコーディネーターとしての役割を担える人材の発掘と育成を図ります。

市民のなかに適任者がいる可能性もありますし、経験豊富な方をお招きする可能性もありますが、令和 5(2023)年の(仮称)西地域文化施設の開館までの期間を目標に人材を発掘し、必要な研修の実施、市内の団体や(仮称)ワーキンググループとの協働を通じたマッチングなどに取り組むものとします。

Ⅸ 収支計画

1. 基本的な考え方

ホールを有する文化施設は、運営や維持管理に多くの費用がかかります。一方、市民に参加しやすい料金で事業を提供したり、使いやすい料金で貸し出したりすることから、入場料や使用料（利用料金）だけで支出を上回る収入を得ることは難しく、収支差額は税金によって補うこととなります。

そのため、ひとりでも多くの市民の方に事業に触れていただく、施設を訪れていただく機会を提供することは、新たな文化施設の使命でもあります。

多くの市民が訪れ、「楽しいね、また行こう」と思っていただけのような事業や空間を提供し、それにより子どもから大人まで、全市民が心豊かに楽しくらす活き活きとしたまちづくりに寄与するための投資となっていくよう、最大の効果を生む運営に努めます。

2. 文化施設の収支構造

新たな文化施設の収支構造を簡単に表すと下図のとおりです。

文化芸術と生涯学習の拠点として事業の実施に注力するため、全体の支出に占める事業費の割合がこれまでより大きくなります。なお、公立文化施設の自主事業の収支比率はおよそ5割程度であり、新たな文化施設の「事業」も同程度と考えられます。

貸館及び維持管理の収支は、使用料（利用料金）額の水準や稼働率にもよりますが、多くの職員や光熱水費、点検等を必要とすることから、収支比率は低くなりがちです。

		指定管理者			SPC	
収入	「事業」の収支		貸館事業・運営・一部維持管理の収支			維持管理 支出
	入場料 参加料 助成等	指定 管理料 (市負担)	貸館使用料 (利用料金)	指定管理料(市負担)		サービス 購入料 (市負担)
	チケット代、 参加料等	(収支差額)	施設・備品の 貸出料金	(収支差額)		
支出	事業費		人件費	光熱 水費	事務費 委託費 修繕費	委託費 修繕費
	文化芸術と生涯学習の 振興のための新たに 取り組む事業の費用		職員給与など		日常清掃など	設備点検、 定期清掃など
現施設の 支出構造	事業費	人件費		光熱 水費	事務費 委託費 修繕費	

そのなかで費用対効果の最大化を図るためには、経験やネットワークのある職員による有効な事業運営、細やかな設備運転、予防保全による維持管理費の縮減が重要となります。

また、地域資源である芸術家や市民等と協働して事業実施スキルを身につけていただき、それぞれが自立して文化芸術や生涯学習の事業が実施できるように促すことで、将来的に本施設の自主事業を減らして人的・費用的負担の縮減を図ることも目指します。

X 開館までのスケジュール

(仮称)西地域文化施設及び(仮称)東地域文化施設の開館までのスケジュールは次の通りとなります。

令和2(2020)年度は上福岡公民館・コミュニティセンターを改修し、令和3(2021)年に東地域文化施設多目的棟としてリニューアルオープンします。勤労福祉センターはこの改修の影響により安全な貸出が行えないことから併せて休館し、令和3年に再開館します。

令和5(2023)年度は、(仮称)東地域文化施設の運営が直営から指定管理へ移行したのち、上半期中に(仮称)西地域文化施設の開館を迎えます。さらに、これと入れ替わりに、勤労福祉センターが休館し、建替え工事が始まります。

令和7(2025)年度に(仮称)東地域文化施設ホール棟が開館し、目指す施設構成となって運営が本格化する予定です。

施設		令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	~
新施設名	(旧施設名)							
(仮称)西地域文化施設	(大井中央公民館)	設計・解体設計			運営(文化施設指定管理)			
	(大井図書館)	解体工事・新築工事			運営(図書館指定管理)			
			運営(図書館指定管理)		維持管理			
(仮称)東地域文化施設	多目的棟 (上福岡公民館 コミュニティセンター)	改修工事	運営(直営) 維持管理		運営(文化施設指定管理)			
	ホール棟 (勤労福祉センター)	(公民館・コミセン 改修工事に 併せて休館)	運営 (直営)		解体工事・新築工事		運営 (文化施設指定管理)	
			設計・解体設計				維持管理	

-  DBO事業範囲
-  従来発注工事
-  市直営
-  指定管理者
-  休館期間

おわりに ～「ふじみ野らしさ」を求めて～

この「ふじみ野市文化施設管理運営計画」では、「ふじみ野らしさ」「ふじみ野らしい」という言葉が多く出てきます。

「ふじみ野市文化振興計画」（以下、「文化振興計画」という。）策定時には、まちについて「特徴がない」「誇れるものがほしい」という声がありました。また、合併からの歴史が浅く、東西に長い地形もあって、新住民と旧住民の交流、東西の交流が生まれづらい環境にあり、暮らしのなかで「ふじみ野」というまちの姿をイメージしづらいところもあるかと思えます。

文化振興計画の「目指すべき姿」には「人々の心が交流し 文化を創造する」という言葉があります。また、新たな文化施設の基本理念にも「ふじみ野の文化と人の交流拠点」という、似たような言葉を掲げています。つまり現在において、「ふじみ野らしさ」は「ここに暮らす人」であり、人が文化資源、地域資源であると考えています。

新たな文化施設は、文化資源、地域資源である市民の方々に多面的な「場」を提供します。

- ① 芸術家、文化芸術団体、公民館利用団体等の方々には「活動・活躍の場」
- ② 学びを深めたい方々には、「学びの場」さらには「地域還元の場」
- ③ ①にも②にもあてはまらない方々には「気軽に過ごせる場」
- ④ ①～③のような色々な方々が来られる「出会いの場」

いわゆる「サードプレイス」¹³として、家庭でも職場・学校でもない「場」を提供することで、東西地域で市民や団体等とつながりを広げ、ゆくゆくは「ふじみ野」という広い面につながっていきます。これにより東西地域の事業を全市的な事業展開へと発展させ、まちのあちこちで市民が文化芸術、生涯学習を楽しむ姿が「ふじみ野らしさ」となり、誇りと愛着を持ってまちをよりよく、楽しくする活動に自ら関わるシビックプライドの醸成と継承につながることを期待し、運営を推進していきます。

最後に、基本理念と将来像実現のための計画上の重要ポイントを再掲し、総括とします。

Ⅲ 新たな文化施設の管理運営について	「文化芸術と生涯学習の拠点」とし、各分野の連携を拡げてコミュニティの醸成につなげる
Ⅳ 新たな文化施設の「事業」の考え方	運営主体の主催事業に加え、市内で行われる催し、活動を共催、後援、協力して総合的に「新たな文化施設の事業」として捉え、振興する
Ⅴ 「事業」計画	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官民が連携し、まち全体に文化を拡げて、あちこちで市民が楽しめる、学べる事業を展開する ・多くの市民が参加する「ふじみ野らしい」事業を創造する
Ⅷ 運営組織計画	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術、生涯学習の情報、人、活動をつなぐ「(仮称) ふじみ野文化芸術・生涯学習ナビ」機能を運営主体に持たせる ・令和 2(2020)～4 (2022) 年の事業を通じ、市民参加を試行する ・市民参加の推進、つなぎ役となるコーディネーターを発掘する

¹³ 社会学者のオルテンバーグが提唱した、家庭（ファースト・プレイス）でも職場・学校（セカンド・プレイス）でもない「第3の場」。開かれた場であり、会話が楽しく、新旧来訪者が心地よい雰囲気をつくる空間。

ふじみ野市文化施設管理運営計画

令和2(2020)年3月

ふじみ野市 市民活動推進部

文化・スポーツ振興課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1

電話 049-261-2611(代表)

049-262-8124(文化・スポーツ振興課)